

豊岡藩郭内図（明治三年と推定）
大石久子氏蔵



3 藩政記録

(一) 〔凡平均御物成請払積り帳〕

(二) 〔御用御勝手御借財取調帳〕(文化十四年)

(三) 〔百四拾人講御達しの御手板〕

○享保滅知後、藩財政の窮乏は年ごとに甚しくなり、しばしば御用銀が賦課された。しかも文化十四年には借財総額が、一万九七九両、銀にして一三〇四貫余に達した。この内、年貢先納分を差引いた借金は八七〇〇両、銀にして五七四貫の返済に藩は差話ってしまった。このため藩は領内二郡と豊岡町方に御用銀と百四拾人講の組立てを命じた。これらの史料は御物主が町人九〇名を呼出し、講の引受けを依頼した際、説得のため作成されたもので、講加入の印形した町・在の富裕商人や有力百姓の名が連らなっている。

(一) 〔凡平均御物成請払積り帳〕 卍尾登氏蔵

一米老万五千俵

御物成辻

内

千五百俵

三千五百八拾五俵

式斗四合

(京極分家)
三右衛門様御分米
両御家中年中
御渡方御扶持方共
御借り米引残り

三拾俵

三ヶ寺御霊供米

拾八俵壹斗五升

勢州御初穂米

壹俵

御蔵札場鏡餅

七俵式斗

万猷院御寄附米

拾式俵

生駒隼人殿御役料

拾式俵

堀甚五兵衛殿右同断

五俵式斗四升

坂本直記右同断

式拾俵

大輪平藏右同断

八俵

瀬能十太夫右同断

式拾俵

御徒役人列右同断

三拾壹俵式升四合

杉山茂左衛門七人扶持

式拾六俵式斗五升

大庄屋四人壹人半扶持つゝ

百五拾俵

江戸詰夫人拾人分

残て

老人六石つゝ

九千四百拾四俵斗四升六合

百拾貳俵

同雇入給米拾六人分

此石三千六百五拾七石七斗四升六合

老人貳石八斗つゝ

此銀百八拾貳貫八百八拾七匁三分

八俵三斗五升

掛屋へ貳人扶持

石銀五拾匁積り

百五拾俵

兩郡在町人足扶持

内払

貳拾貳俵五升

片岡軍次郎御扶持半かた

一銀八拾六貫四百七拾貳匁六分五厘

拾壹俵貳升五合

村尾彦右衛門右同断

江戸年中御規定金

貳拾貳俵五升

平野屋庄藏五人扶持

御在府・御在邑 平均

貳拾貳俵五升

鍋屋喜一郎右同断

此金千三百三拾兩壹歩と五匁九歩壹厘

貳拾貳俵五升

河内屋喜助右同断

兩六拾五匁積り

貳拾貳俵五升

大和屋弥兵衛右同断

同不時御入用の積り

三拾五俵壹斗六升

夜久又右衛門御扶持方

此金百五拾兩

兩替右同断

山根吉右衛門右同断

一同拾四貫九百五拾匁

橋御番所半年分御入用積り

河本八郎右衛門右同断

此金貳百三拾兩

兩替右同断

五千八百五拾五俵貳斗五升四合

一同拾貫目

豊岡年中御入用積り

世 一同拾九貫五百目

御道中諸入用

内七拾兩つゝ年々元入

近 此金三百兩

兩替右同断

一 貳百兩

蝦夷御役所

一同三百七拾貳匁七分五厘

於家殿 御扶持方

一 五百兩

右同断、年賦残り

井出新八

内百四拾兩つゝ年々元入

此米拾貳石四斗貳升五合 石銀三拾匁定

一 五百兩

増上寺御靈屋

ノ百四拾壹貫四拾五匁四分

一 貳百兩

築地御門跡

進退ノ

一 九拾兩

右同断、御時借残り

四拾壹貫八百四拾壹匁九分

一 貳百兩

桑名御家中口入

外に 此分余銀

一 三百兩

口々無御扱方より御借用

一 銀五貫目

銀小物成・諸運上

ノ金三千百五拾兩

此銀貳百七貫九百目

(二)〔御用御勝手御借財取調帳〕 邨尾登氏藏

豊岡の部

塩谷大四郎様

江戸の部

御役所より口々

一 八百五拾兩

御郡代所

一 銀三拾貳貫五百拾九匁八分八厘

口々

同年賦残り

右同断御預り

一 三百拾兩

一 同三貫三百目

右同断

一 同貳貫六百四拾匁 年賦残り

此金四拾兩

内貳拾兩つゝ年々元入

岸本武重郎様御役所より

一 同拾五貫九百八拾匁

大坂御立会

一 同拾八貫六拾五匁

信楽御役所

一 貳拾九貫七百日 年賦残り

此金四百五拾兩

内五拾兩つゝ 年々元入

大津御役所

一 同拾九貫八百目

此金三百兩

右同断

一 四拾四貫貳百貳拾匁

此金六百七拾兩 年賦残り

内百四兩つゝ 年々元入 右同断

一 同壹貫百八拾匁

生野御役所

一 同四拾貳貫七拾六匁

右同断 年賦当暮より

一 同拾三貫貳百日

此金貳百兩

内四拾兩つゝ 年々元入

久美浜御役所

一 銀三拾貫目

右同断 年賦残り

一 同貳拾七貫六百貳拾壹匁

此金四百五拾兩余

内百拾貳兩余つゝ 年々元入

世

五条御役所

近 一同拾壹貫貳拾貳匁 年賦残り

此金百六拾七匁

内三拾三兩余つゝ 年々元入

木村宗右衛門様御役所

一同三拾五貫目

一凡同四拾貫目

右口々当年の利足積り

三百六拾六貫三百貳拾八匁八分八厘

内

百貳拾八貫四百三匁 年賦口々

貳百三拾七貫九百貳拾五匁八分八厘 一ヶ年限

(一ヶ年)

惣

五百七拾四貫貳百貳拾九匁壹分八厘

此分城崎郡人別并に高掛り、二方郡右同断、

町方人別へ百四拾人講三組御頼の御積り、尤

内四拾口程不足に付、凡集銀五百七拾貫目

右の通にて相済候事、

外に 無御抛口々

一 銀四百六拾九貫九百目

別帳有り

此分御返済方左の通

一 貳百拾貫目

百貫目

積り

拾八貫八百八拾五匁

貳拾五貫目

三拾貫目

他向へ百四拾人講御頼

大坂銀主へ頼母子講御頼

夏小物成、五ヶ年の間

二方郡札場、五ヶ年の間

年中諸規定米のノ一万五

千俵右の余相納候分五ヶ

年間、尤此度御頼母子の

御懸戻し銀共

八拾六貫拾五匁

此度御差略を以、永年賦

并に打切の相對にて御片

付の積り

(マ)

右の通にて相濟候事、

又外に

一 銀貳百六拾貫六百五拾匁

兩郡先納通付一式

別帳の表

此御返済方

引受方より出銀の筈、其余を追々御

貳百貫目

手段を以て御返銀の積り

(ナ)

(文化十四年四月)

(三) 「百四拾人講御達しの御手板」 邨尾登氏藏

御物主坂本弥左衛門様・谷口重郎左衛門様御奉行、瀬

能重太夫様御勘定、和田佐源太様・小島又平様御出席にて谷口様より被仰渡候御手板の写

町方人別

九拾人へ

御勝手向の義年来御不如意に付ては追々御用向申付候所遂出精御用無に至一段の事に候、就中去る卯年御借財為取片付多分の出銀御頼有之処一統遂出精御借財可相片付の処折悪敷翌辰年稀成凶作にて御取稼大減、依之御返銀難往届心外御借財相殘候事に候、然る所其後一統にも粗存の通、近年御拔差無之不時の御物入共打統、下地御差間(支)の中へ多分の御借財相成、御運も難相立必至と御差支に至、上にも御辛痛被遊何れも当惑辛勞の事に候、尤近年大坂表において銀主御取組も有之、江戸御賄丈の出銀は(かなり)飯也に受込居候事に候へ共、下地の御借財にて多分の義に付毎暮大坂表への御返銀も甚六ツケ敷、乍去右御返銀不埒に相成候ては翌年江

戸御賄差下し候手当も無之に付、無理に御示談を以漸御返銀も取斗候へ共、是以始終の所甚無覚束依ては御勝手引受人の義申談山根吉左衛門義は年来御用向深切に申承候に付、此度同人へ申談候所、預り承知尤大坂銀子(主)をも其儘申談於爰元(主)に山根吉右衛門・河本八郎左衛門兩人にて引受候様申談候、然る所右多分の御借財中にも公銀等多当時莫大の御借財の高に相成候へは右の分如何に共一御手段無之ては往々御世話も出来兼無抛御断も申上候様可至旨申聞候、左候ては端的御手段に尽果候次第に相成及当惑候上にも其所猶更御辛痛被遊上々様方を始御家中へも下地御借米有之候上へ又々去秋御借増等被仰付候事共に追々御示談可押移矢先へ去秋閏八月(文化三年)の洪水誠(文)に前代未聞の次第にて大造に御損毛相成差当る御凌も難相成次第に至り上にも御辛痛弥増何れも誠に当惑難申兼去る暮の処如何にも取斗方無之に付不得止事御領中を始諸向春延にて都て及断先

御越年には至候へ共尚更御難渋弥増当惑不過之事に有之候、御領中の義は年来骨折遂出精居候事共兼々達御聴殊更去秋の凶作旁々にては一統一入難渋も多可相成丈は頼筋等御差略も被仰付致思召の義何れも勿論の事候へ共外に御手段も無之御大切の御時節に至候事故何分御頼の外も無之候へ共是迄頼筋数度の義に候所心能請込候て毎度遂出精骨を折らせ候事に付何共難申出義には有之候へ共今度御借財取片付の為御手段百四拾人講御企の事に候、依ては口数并步持等人々へ手板を以加入の義相頼候、右御掛戻の所は於御役処は不取斗、於大庄屋元年々御收納米の内を引落させ同所より直に及出銀候様申付候、左様可相心得候、一統にても難渋の段は苦々敷気の毒の事に候へ共何分厚遂勘弁右の講及成就候様偏相頼候、上にも御辛痛被遊気の毒思召候へ共不被為得止事御時節に相成被仰出候事に候、此所格別に厚相心得何分遂出情候様有之度候、右の段(精)

何もより厚相頼候の様にと以御書出被仰出候事に候、尚又御勘定所よりも可被申候候此段申渡候、右加入御頼の義別て難洪の時節の義人々於身分は大銀にて可致当惑候へ共前文の通御太切の御時節誠に此期に極候事故是非々々御借財取片付不相濟ては此末の御運一向不相立候に付一統厚可逐出精候、右は人別に申付候の事故他の不及見合於此席可及受候、此段相頼候の事、右の通於御殿に被仰渡、左の通り百四拾人講歩口持御頼被仰付候、一統畏御帳面に印形仕候事、

(文化十四年) 四月十六日

京口町

- 一八歩 高松屋 彦右衛門 一七口 坪屋 儀右衛門
- 一式口 大磯屋 与七 一壱口 妙楽寺屋 儀左衛門
- 一壱口半 中野屋 佐七 一壱口 須谷屋 伝次郎
- 一八歩 岩井屋 勘次郎 一八歩 岩井屋 惣七

内四歩御減少差出事

- 一七歩 芝屋 友次郎
- 一七歩 元結屋 儀介
- 一式歩 伏屋 徳右衛門
- 一七歩 出石屋 幸兵衛
- 一七歩 駄坂屋 吉五良

新町

- 一壱口半 菊屋 利兵衛
- 一五歩 鍛冶 忠次
- 一五歩 丹後屋 新吉
- 一壱口半 妙楽寺屋 文次良
- 一三歩 六方屋 茂右衛門
- 一五口 唐笠屋 文三郎
- 一壱口半 内壱口御減少御咄候
- 一壱口半 仕立屋 村右衛門
- 一三歩 米屋 新九良
- 一三歩 陰屋 惣七

小尾崎町

- 一三歩 紺屋 九兵衛
- 一三歩 布屋 平左衛門
- 一三歩 妙楽寺屋 治右衛門
- 一三歩 大工 太郎作
- 一三歩 相果御免御咄候
- 一三歩 仁兵衛
- 一三歩 今森屋 七郎兵衛

一 貳步 米屋 彦兵衛

一 貳步 河谷屋 伝次良

一 三口半 津居山屋 清兵衛

一 壹口半 二方屋 又右衛門

一 壹口 大黒屋 久右衛門

一 八步 津居山屋 次兵衛

宵田町

一 五步 河守屋 万三良

一 五步 江野屋 善兵衛

一 四口 村尾市左衛門

一 五步 由利庄五良

一 三歩 伊福屋 治右衛門

一 三歩 舟屋 忠兵衛

一 四口半 福井庄三良

一 壹口半 鍋屋 三左衛門

一 三歩 桶屋 勇七

一 三歩 舟屋 良平

一 七口 桶屋 源三良

一 壹口半 土田屋 仁兵衛

一 貳步 骨柳屋 徳兵衛

一 貳步 舛屋 又次郎

一 五歩 桶屋 条介

一 貳步 三木屋 彦左衛門

一 貳步 桶屋 三郎次

一 貳步 姫路屋 庄三郎

一 貳歩 紺屋 五右衛門

一 貳歩 大工 新左衛門

一 貳歩 伊豆屋 吉兵衛

一 貳歩 栃江屋 善右衛門

久保町

下町

一 貳歩 伊勢屋 弥吉

一 壹口 今井三郎右衛門

一 壹口半 稲葉喜重郎

中町

一 壹口 淡屋 吉左衛門

一 壹口 丹後屋 勇三郎

一 壹口半 綿屋 由利九重郎

一 七口 中瀬屋 由利良右衛門

一 三歩 糒屋 与三右衛門

一 七口 塩屋 久治郎

一 五歩 勘左衛門

一 貳歩 河守屋 五郎右衛門

一 壹口 塩屋 伊兵衛

一 三歩半 唐津屋 吉重郎

一 四口半 近江屋 幸右衛門

一 壹口半 河守屋 喜左衛門

一 五歩 塩屋 源之介

一 八步 梶原屋 久左衛門

江戸時代

- 一四歩 立野屋 喜重郎
- 一四歩 伯耆屋 喜兵衛
- 一三歩 鍋屋 又三太
- 一三歩 石屋 伯耆屋
- 一三歩 龜屋 治介
- 一三歩 市右衛門 紺屋
- 一三歩 野上屋 惣兵衛
- 一三歩 庄藏 野上屋
- 一三歩 伯耆屋 伝兵衛
- 一三歩 桶屋 五左衛門
- 一七歩 伯耆屋 五左衛門
- 一七歩 野上屋 惣兵衛
- 一七歩 米屋 市郎兵衛
- 一七歩 白木屋 清兵衛
- 一七歩 塩屋 源三郎
- 一七歩 舟津屋 弥四郎
- 一七歩 内巻歩御減少御咄候
- 一七歩 田辺屋 安兵衛
- 一七歩 大黒屋 伊兵衛
- 一七歩 吉郎助

小田井町

- 一三歩 酢屋 弥右衛門
- 一三歩 米屋 八右衛門
- 一三歩 金山屋 七三郎
- 一六口 野上屋 宗左衛門
- 一六口 鶴屋 吉郎兵衛
- 一六口 野上屋 久左衛門
- 一六口 米屋 市郎兵衛
- 一六口 白木屋 清兵衛
- 一六口 塩屋 源三郎
- 一六口 舟津屋 弥四郎
- 一六口 内巻歩御減少御咄候
- 一六口 田辺屋 安兵衛
- 一六口 大黒屋 伊兵衛

- 一四口 波辺幸右衛門
- 一四口 佐伯孫左衛門
- 一七口 村尾四郎右衛門
- 一七口 九日上ノ町村 要吉
- 一七口 梶原村 重兵衛
- 一七口 野上村 与三右衛門
- 一六口 重兵衛
- 一六口 野上村 与三右衛門

主金屋 清兵衛
 紺屋 市兵衛
 八町分惣
 〆百貳拾四口八歩
 但し、老口掛銀老貫五百匁の所当丑年より未年迄七ヶ年の間御掛戻し立用利付年賦老口に付年々貳百八匁宛上納にて惣銀高都合

銀百七拾五貫八百八拾四匁八分
 但し老ヶ年分
 銀貳拾五貫百廿六匁四分

在方

- 一 三步 新屋敷村かみや 永井村小松屋
- 伝兵衛 平四郎
- 同村小松屋
- 一 式歩 次郎七

紙数三十六内三葉(舟木)直温自筆

御法制

大目附へ

四 「天保御法制御制度記」〔抜書〕 舟木直温氏藏

○豊岡藩における天保改革の一環として、藩の諸制度の見直しと諸規制の整備が行われ、天保十一年七月藩主名をもって藩士一同に提示された。藩士の席次・武家屋敷の規模・冠婚葬祭から石碑・位牌の制限に至るまで、多岐な面で詳細な規制が行われている。ただし、別写本とは細部にわたって相違がある。

(表紙)

天保十一年庚子年六月

天保御法制御制度記

及 御役人席隠居席御家老階級御真書写(直)・家督格禄
由緒書の御奥書写・御家政御法則御奥書写

一 御代々儉約の御法令被仰出候へ共連続不致候に付、心得違の向も有之候間、今度改て左の通古格に随永年の御法制被仰出候、弥慎て可被相守候、

一 御用席并諸士次男三男席の次第、明和年中の御定別帳の通被仰出候、御用席御給人以上無足列小頭已下言葉遣ひに至る迄、平生格式の階級不乱候様礼儀正敷可有之事、

一 文武は士の家業に候へは、御条目の通、弥日夜遂出精、右法の通吃度可被相守候事、

附 御側役は格別の事、

一 御給人已上肩衣御用捨中には候へ共、時々取着用可有之候、大小姓已下にては以後無用たるべく候、尤御用の品に寄可相用節は可及差図、上下の肩着用(肩衣)の

事、

附 衣服定制別帳通候事、

一 他向御用或は公儀御役人御通行等の節は、紬太織已上絹服も勝手に着用可有之、尤無足列にては紬太織已下の品可相用事、

附 供連の制別帳の通に候、並私に他へ罷越候節は可成丈紬太織以下の品、可被相用候事、

一 婦人は年始にても絹服不相用、木綿八丈糸入縞已下夏は^(世)匱末なる縮不苦、帯は天鷲絨綿入の品相禁、髪飾は鼈甲に似寄候、バチャウセンの類も相用間敷候事、

附 婚姻の節は相応の礼服相用不苦、且拾五歳已下の男子は大概婦人の服に可准候、小兒宮参の節も絹服不相用候事、

一 中小姓已下の家族は、帯織物不相用古法の通綿帽子并蛇目傘・青張日傘・惣塗下駄相用間敷候事、

附 婚姻の節は紬太織已下相用、綿帽子も不苦

候事、

一 葬の節忌懸にて致供候者、在来通白麻木綿可相用事、
一 饗応の儀、冠婚喪祭新知家督の大札にても親族の外相招間敷、一汁一菜取看二種迄に限べく候、尤格別世話に相成候者三人迄は不苦候、御役成御番入並新参等の節右役の者三人迄は招候義勝手次第に候、吉凶並江戸立帰国等の節世話人其分限に應、両三人より五六人迄にて其余は罷越候共堅断、送迎の者も両三人に過べからざる事、

附 饗応の種数本文の通にても、美殺珍珠を用候ては御法に^(世)振れ候間、粗品にて可被調、他客の節も右の通可有之候、且酒宴夜四時を限候、遠路引越候婚姻等にて無抛夜更に可相成節は、兼て大目付へ可被断候事、

一 年始に付寺院并在町の者参懸に祝の餅酒差出候義不相成候、子方の者并格別世話に相成候者へ謝義筋は、

追て質素に可被取計候事、

附 具足の鏡餅祝候節は格別の者三人迄は招候共不苦事、

一 野懸其外在町出入の者方へ立寄預饗応候義、別懇の

者候共御役人の面々は古格の通堅可被慎候、椽先を借休息丈の義は不苦事、

附 無役并家内の面々にては猥に被相越候義は遠慮可有之事、

一 音信贈答の義前条同断親族の外堅無用、五拾銅に限候、御番入組入等の節支配頭へ出札五拾銅持参は不

苦候、并師範医者格別世話に成候者へ謝義、且寺院等は別段の事、

附 他親類へも兼て断置、右の通可被取計候事、

一 元服婚姻并養子取組の節、祝式別帳の通万端成丈省略致、三ツ目取交五拾銅に限、引越前後共随分質素に可有之、再縁井中小姓已下にては猶又略式の取計

尤の事、

附 他向へ取組も右の通可被申談候、且供連は引取方父の格式、父無之者は当人格式別帳通候

事、

一 総て吉凶に付、餅・赤飯・夜食等堅取扱間敷候事、

附 親族子方の者は別段の事、

一 御役義に付、在町より音物御定の外堅受納有之間敷事、

附 私の別懇に付相送候軽き野菜の品又は野菜に准候至て軽き品、袂に入持参位の義は受納不

苦事、

右饗応音信の箇条は人情自然相弛候間別て可被慎増長候へは亦々嚴重被仰付候間、兼て可被得其意候事、

一 喪祭も分限を越ては不孝候間、唯尽実情取計、石碑等不朽專一に可有之候、且已後御用席殿号不相成候番頭已下院号不相成、大小姓已下院居士号不相成候

事、

附 葬の節供連并石碑・位牌定尺別帳の通、当人

格式の事、

一 上巳端午祝の次第別帳の通、尤当主格式にて孫たり

共右員数の事、

一 居宅は暑寒風雨を凌候丈にて事足候間、別て質素可

有之、已後新作の面々御定の坪数に過へからざる事、

附 家居持荒候義は不宣候、家作御定別帳通候、

尤新作の節略図大目付迄可被指出候事、

一 足輕小頭已下の者共衣服木綿に限、万端前条に随相

慎、履物皮はなを・雪駄・白足袋等用間敷候、刀脇

差革柄又は真田柄に限、物体風美柔弱無之様力業に

身を固、武芸可出精事、天保十三寅年十月足輕小頭
別箱柄取交相用不苦申付、

附 掃除坊主は白足袋御殿向差免候、且刀脇指

の柄当今改候義は可為難渋候間、追々心掛可改

候、家族の者衣服帯等木綿に限、髪飾切類銀細

工并日傘用間敷候、御家中召仕の男女猶更嚴重
可被申付候事、

右条の礼節有之事候へ共元來御領分年々水損御取納

不定候故、万石已下の御格合にも無之ては非常の御

手当は勿論御平日も難被立行候に付、御家中末々迄

御扶助も御心外に薄き事に候へば諸士の一家も不准

右ては不相成候、衣食住其分に越候ては家事難成、

第一忠孝不任心、甚敷は身家退転に至候段何共苦々

敷、格別の思召を以今度古格に随永年之御法制被仰

出候、尤御借米中右御定より被取納候義は勝手次第

に候、万一違犯の輩は御咎被仰出候間、能々被得其

意前条の趣嚴重に被相守、平生を慎、武士道の心懸

專要の事、

右之趣被仰出候間別帳共諸士一同へ可被申通、支

配下へも可被申聞候、尤御給人以上疋通・大小姓

已下一通相渡候へ共、箇条繁多に付事に望不審の

義は大目付問合可被取計候、

年号月日 天保十一庚子年七月

御制度記

(上略)

衣服の制

寛政八年の格を以御定の事、

御在邑中

一 正月元日終日 熨斗目麻上下 御徒役人已下の士列

袖太織、

一 二日三日終日 綿服麻上下 嫡子大小姓已下部屋住

の面々隠居御礼熨斗目、不用意に候はは綿服にて不

苦、其段大目付へ可被断候事、

但

御用番御側役披露の御奏者番大目付 熨斗目、

一 四日五日 寺院・社家・山伏・町医者・百姓・町人

御礼に付其筋へ拘候面々麻上下、

但 御用番・御側役・寺社郡町奉行・大目付 熨斗目、

一 七日 興国寺御礼に付御用番 熨斗目、

一 十一日 麻上下、昼後平服、

一 五節句・八朔・正月十五日・中元・歳暮 綿服或は

染帷子麻上下、昼後平服、

一 七夕・八朔并御法事の節 白帷子不及、

一 玄猪 御用席御側役 麻上下、

一 御口祝・御祭礼・御誕生日・御茶口切 御側役御膳

番斗 麻上下、

但 神輿通行の節は詰合 麻上下、

一 御年忌式日 平服、

一 御在着 御発駕 麻上下、

一 初て 御目見・家督・新知・婚姻・被召出御加増昇

進・御役替・発足前勢州帰・御目見養子取遣御礼

綿服或は染帷子麻上下、

世 御留守中

近 一年始 熨斗目麻上下 御徒役人列已下の士列袖太織、

一 五日 初会席に付御給人已上の御役人肩衣、

一 御参勤御礼済の節 麻上下、

一 御暇被為仰候節 麻上下、

右の外御在邑中の通、

御家老已下御用并表立候節供連の事、

一 中老已上

馬 兩轡付・若党四人・鎗走人・箱走人・長柄傘走

人・草り取走人・沓籠走人・合羽籠走人

但 駕、陸尺四人

一 御用人

馬 兩轡付・若党三人・鎗走人・箱走人・草り取走

人・沓籠走人・合羽籠走人

但 権門駕、陸尺三人

右供廻自分装束の事、

但 御借米中は御用の節も成丈相減、御家老年

始八朔五節句若党走人召連平日も草り取丈

は召連候事、加判列中老役年始斗若党走人

召連平日時に取ては無僕の義も可有之、御

用人同断、年始町方寺院為答礼罷越候序御

目見已上の者方へ立寄候義不苦、供立、御

家老若党三人鎗草り取・加判列中老役若党

式人鎗草り取・御用人役若党走人鎗草り取、

一 三番頭

馬 片轡付・若党式人・鎗走人・箱走人・草り取一

人・合羽籠走人、

但 時に取兩轡付、沓籠は其節々可及差図又は

歩行の義も可有之事、

御番頭以下供装束御用渡の事、

年始、草り取走人、同郭外の節若党走人草

り取、御郡奉行は平日同心召連候義勝手次
第、若党連候節は同心無用、

一 御給人

馬 片轡・若党老人・鎗老人・箱老人・草り取一人

・合羽籠老人、

^但歩行の義も可有之并自分年始御郭外の節草

り取老人、重職相勤候家柄は三番頭准ず、

一 大小姓

若党老人・箱老人・草り取老人、

^但嫡子大小姓年始供連准御給人、

一 中小姓

箱老人・草り取老人、

^但時に取、刀差老人可相渡候、

平日草り取召連候義不相成候、

一 御徒小頭、御徒役人

箱老人・草り取老人、

一 御徒士已下

物持老人、

(中略)

葬送の節供連并石碑位牌定尺の事、

一 御家老 御定供立の外

具足老荷

仏法に付召連候人別

松明老人・幡四人・菓子四人・湯老人・茶老人・花

式人・香老人・膳老人・位牌老人・燈籠式人・天蓋

老人、

メ拾九人

^但棺昇は別段、

一 加判列中老役 御定供立の外

具足老荷

松明老人・幡三人・菓子四人・湯老人・茶老人・花

一人、下同、

世

ノ拾七人

但 先祖重職相勤候家柄の面々准三番頭、

近 一御用人役

右同断

一大小姓・中小姓 右同断

具足沓荷

松明、幡、菓子各沓人・湯茶沓人・花香沓人・膳、

松明沓人・幡式人・菓子三人・湯、茶、花、香、膳、
位牌、天蓋各沓人・燈籠式人、

位牌、燈籠各沓人、
ノ八人

ノ拾五人^(四)

但 嫡子大小姓准御給人、尤具足は無用、

一三番頭

右同断

一御徒小頭已下士列 右同断

具足一荷

松明、幡各沓人宛・菓子、湯茶沓人・花、香沓人・

松明沓人・幡沓人・菓子式人・湯、茶、香、花、膳、
位牌、天蓋各沓人・燈籠式人、

膳、位牌、燈籠各沓人、
ノ七人

ノ拾三人

一御家老石碑惣五重

一御給人

右同断

竿石式尺沓寸、笠石・蓮花台・台石・積石

具足一荷

共曲尺寸 惣丈四尺八寸、

松明・幡・菓子・湯・茶・香・花・膳・位牌・燈
籠・天蓋各沓人宛、

一御用人已上石碑惣五重
竿石沓尺八寸、笠石・蓮花台・台石・積石

ノ拾沓人

共曲尺寸 惣丈四尺五寸迄、

一 御給人已上三重

笠無し台二重 惣丈八寸迄、

竿石壹尺八寸、台石・積石共式重にて一尺

一 足輕小頭已下

五寸、惣丈三尺三寸迄、

台一重 惣丈六寸迄、

一 大小姓已下三重

竿石壹尺六寸、台石・積石共式重にて壹尺

(中略)

二寸、惣丈貳尺八寸迄、

居宅の制

一 足輕小頭已下貳重

天明八年の右格の事

竿石壹尺貳寸、台一重八寸、惣丈貳尺

一 御家老 三拾六坪より四拾二坪迄

迄、

玄関向破風不苦、但代々其家筋候へは御用人

一 御家老位牌宝珠笠并台三重

已上新作の節向破風不苦、

惣丈壹尺五寸、

一 加判列中老役 三拾六坪より四拾坪迄、椽土間共、

一 御用人以上位牌

一 御用人役 貳拾八坪より三拾貳坪迄、

宝珠笠并台三重 惣丈曲尺壹尺三寸迄、

右玄関一間半より貳間迄、式台は坪数の外門長屋不

一 御給人已上

苦、

笠無し台三重 惣丈壹尺迄、

一 三番頭 拾八坪より貳拾五坪迄、

一 大小姓已下

右玄関一間限、門両開、高塀・出格子・番部屋不苦、

世 尤門長屋不相成、

近 一御給人 十八坪より廿式坪迄、

右玄闔耆間限、尤先祖重職相勤候家柄は一問半迄不

苦、三番頭相勤候家柄は門兩開、出格子不苦、

一大小姓 拾六坪半より拾八坪迄、

一御役小姓 十五坪より拾八坪迄、

一御徒小頭御徒役人 拾三坪より拾六坪迄、

一御徒士御徒小役人 十式坪より拾六坪迄、

右の通御規定候処、御借米中被改候義迷惑可有之候

間、在来の分は御用捨に候、已後新作の分吃度可被

心得候、

但 出格子不相成分は早々取払可申候、

一御給人以上、父の勤柄にて建置候分は其儘にて不苦

候、

一家内人数多の上、父子勤候役柄等にて御定の坪数に

て難渋の面々は其段可被相願候、

御用席 四坪

御給人已上 三坪

無足列 式坪

右丈は可被差免候へ共、相成丈建増申間敷候事、

一足軽小頭已下十坪より十式坪迄に相限候、足軽以下

縁取畳禁止の事、

但 在来分は用捨に候へ共、新作の分右の通吃

度相心得、修覆の節等可相改候、

右条の御規定被仰出候、相洩候義は追加可被仰付候

事、

年号月日 天保十一庚子年七月

御役席隠居席

大御目附へ

一元文中諸士御役席に不拘持席動不申候様被仰出候、

以来当時心得方の通候へ共、事品に寄御役席入用の

義も有之候に付左の通被仰出、

山奉行

一 御側役 御物頭 奥御家老

右御徒小頭已下

御郡寺社町奉行 御留守居役 文武方

御広間御取次 御膳番 御徒士馬支配

御近習頭 宗門奉行

寛政十年嫡子隠居の席順被 仰出候へ共、此度改めて左の通被仰出候、

右三番頭

一 御家老加判列隠居 加判列末座

一 御勘定吟味役 大目付 御勘定頭

一 中老役隠居 同列末座

御普請奉行 御小納戸役 御馬方

一 御用人役隠居 同列末座

右御給人

一 三番頭同 御奏者番末座

一 御勘定添役 御代官役 御書役

一 御給人御馬廻同 御馬廻末座

御扶持方奉行 御作事道橋量奉行

一 大小姓中小姓同 中小姓末座

大御納戸役

一 御徒小頭同 御徒士の末座

右御小姓格

一 御徒役人御徒士同 御徒小役人の末座

一 御徒小頭 免奉行 御祐筆

右の通可被得其意候、

右 御賄役 札幌産物奉行 兵所役

年号月日 天保十一庚子年七月

御茶堂役 御徒目付 御武器方添役

天保十一庚子年六月廿八日

「直温の自筆下皆同」

但 勤役中可否并嗣子の様子格別の節は褒貶増減可有之事、

御直書写

一 御家老職家督

御用人役新席

家老職の義は別段の事に付、加判列より一等階級附

一加判列 同

御奏者番新席

可然事、

一 先知已来代々家老職勤来候家筋は格別の事に付、

但 御家老職代々相勤候家筋の家督は御番頭新席に可被 仰付候、尤先祖一代限相勤候て

家老の家督用人席の義は在来の格にて可然、加判

は代々には無之、二代相勤候へは代々の事、

列已下の家督は向後改て一階引上げ可申付事、

附 御咎筋にて及落沈候時は帰席有之迄

但 先祖一代限其職勤候分は代々とは被申間敷候、

は右の格には不相成事、

二代已上相勤候家は代々と可申事、

一中老役 同

御近習給人上座

一 右家筋の面々相続は親の知高の割合に不拘幼年拾

但 右同断家筋の家督は御物頭の新席

式人扶持已上家督百式拾石已上可指遣事、

附書右同断

但 咎筋にて及落沈候者は元席へ帰候趣は右の格に

一 御用人役 同

御近習給人、父の順席

至間敷事、

但 右同断家筋の家督は御奏者番新席

附書右同断

家督席并知高御定

一 御番頭より御馬廻迄 同

御馬廻席高順同高の節は父

の順席

一貳百石 同

百三拾石

同 拾三人扶持

一一代限御給人相続

御役小姓、父の順席

同 拾貳人扶持

一大小姓より御徒役人迄

同 御徒士、父の順席

但 御家老職代々相勤候家筋は不幸にて落沈候共、

一御徒士御徒小役人 同

御徒小役人、父の順席

親の知高の割に不拘百貳拾石幼年拾貳人扶持

一一代限御徒小役人 同

定番列

已上可被下候事、

附書前条同断

一三百五拾石家督知

一百八拾石 同

貳百石

幼年 貳拾人扶持

百拾五石

同 拾貳人扶持

物成十八人扶持

同拾壹人扶持

一三百石 同

一百六拾石 同

百八拾石

幼年 拾八人扶持

百石

同 拾人扶持

同 拾六人扶持

已下物成なし

一貳百五拾石同

一百五拾石 同

百五拾石

同 拾五人扶持

九拾石

同 九人扶持

同 拾三人扶持

一百三拾石 同

世 八拾石 同 八人扶持
近 一百拾五石 同

七拾石 同 七人扶持
一百石 同

六拾石 同 七人扶持
一 九拾九石より五拾石迄 同

五拾石 同 五人扶持
以上

家督席並知高の条

追加

一 大小姓列家名相統 幼年 三人扶持
一 中小姓已下御徒小役人迄 幼年 式人扶持
一 一代限御徒小役人 同 耆人扶持
一 隠居閑料 御家老 七人扶持

加判列 五人扶持
中老役 四人扶持
御用人役 三人扶持

御番頭より一代限御馬廻迄 同 式人扶持
大小姓より一代限御徒小役人迄 耆人扶持
足輕小頭並同列共隠居願出候節無滞相勤候賞美
米三俵遣切、

御家政御法則 (欠)

(五) [儉約御触書] (二冊) 岡満夫氏蔵

○天保十二年老中水野忠邦によって行われた天保改革の一環として、奢侈禁止・風俗肅正のために発せられた幕府の儉約令と、それを受けて豊岡藩庁が領内村々に達した儉約の触である。豊岡十町にもほほ同文の触が出され、久保町・永井町では戸主一人づつが請印を押している(「鳥井家文書」)。

(表紙)

天保十三寅年八月日

儉約御触書写

大庄屋

岡又右衛門 控

二冊の内

大庄屋

庄屋

年寄

百姓共

去辰年同酉年格外儉約の規定書申付置候所、猶又去
 丑年冬当五月中にも申付候通、近年従公儀追々被仰
 出候次第一同奢侈に超過候故儉約いたし分限を守候
 様全く下々永久繁栄のため格別厚き御趣意の御事に
 付、此度猶更左へ条々申付候間、難有慎て可相守候、
 一 衣服は木綿布に限、上下は諸麻、袴は単木綿、麻布

も右准候事、

但し六十才已上の隠居は別段の事に付、頭分の者
 糸入縞指^(許)免候、且絹麻上下持合無抛者は当分差免
 候、追々諸麻に可致候、火事装束も毛織は不相成
 候間、早々可相改候、

一 婦人は頭分の者糸入縞、夏は粗末の越後縞不苦、帯
 は太織紬迄に限り襦袢の襟袖たり共縞子已上の織物
 並縫入其外目立候処無用、中分已下の者は総木綿布、
 尤帯丈は糸入縞差免候事、

但し拾三歳已下の男子は婦人の服に可准、小児
 宮参の節も同断、

一 年始婚姻の節並他向へ罷越し候節着服右同断の事、
 一 葬の節、供いたし候者白麻木綿可相用事、
 一 髪飾鬘^{まげ}甲並似寄のバチャウセンの類、金銀の品鬘結
 に切類帽子等禁止の事、

一 蛇の目傘・青張日傘・総塗下駄・天鷲絨はなを相用

間敷、勿論中分已下並に召仕の者共は蓑笠草履のみ
に可有之、総て身分より軽品可相用事、

一 煙管・烟草入・紙入等下け物其外玩候様の品、金銀

・鉄物・唐物類相用間敷、茶道具並人形・小鳥・金
魚・鉢植等高価の品相求間敷候、若不慎之者は取上
にも可申付候事、

一 饗応の儀名替婚禮葬式法事を始め諸祝儀の節親族子
方の外世話に相成候者、兩三人迄招候儀不苦、一汁
一菜取着二種に限、他客の節も同断、尤下分の者の
准右、猶更可省略事、

但し祝儀の節、樽入無用並饗応の種数本文の通
にても美殺珍美(味)を用いては御法(触)に振候間、粗品
にて可相調、廉立候饗応の筋は献立書付役所の
者へ可指出候、且婚姻の節たり共酒宴夜四ツ時
迄に可限候、

一 右同断の節、音物親族子方の外堅無用、其品五十銅

又は野菜に限り中元歳暮の音物も親族子方に限候事、

但し医者並世話に相成候者へ謝儀、寺院等は別
段の事、

一 伊勢其外参詣の節、酒迎禁止、祭礼の節等親族子方
の外相招間敷並神仏講の節は汁菜の内一品に限候事、
但し正月神祭の外餅搗候儀無用、

一 役用懸立会の節、酒禁止、近親朋友出会の節、長酒
堅無用、総て酒宴ケ間敷儀致へからず候事、
一 居宅は農業相勤事迄にて事足候間、不益に手広の普
請物好の造作目立候儀致間敷候事、

一 婚姻並養子取組結納の品頭分の者

一 帯料 金五十疋 式は上下料

一 肴料 五拾銅

一 扇子 二本

中分已下の者は右より次第に省略可取計事、

一 葬の節仏法供人数

一 頭分の者 八人迄

一 中分已下 六人迄

但し棺舁は別段の事、

石碑

一 頭分の者台耆重総丈曲尺式尺五寸迄、

一 中分已下同式尺まで、

位牌

一 頭分の者台耆重総丈曲尺八寸、

一 中分已下同六寸まで、

一上巳端午の祝

一 中分已上の者

内裏雛 耆対限

幟 耆本限

右の外内飾たり共不相成、下分の者は右両様共禁止

の事、

一 盆中在来の踊は不目立様いたし秋作の踊並芸に似寄

候儀堅停止の事、

一 高懸諸歩銀精々減少可取計事、

右の条々堅可相守候、尤衣食住分限より成丈取約其外総て無益の費無之様質素節約第一に永久相続家業出精可致候様可心懸候、役人並頭分の者は下々の鑑に候故格別嚴重一分より慎相互に心を付合末々迄実意に貫通候様可申論、此上於相背は被対公辺候ても難相濟事に付、当人は勿論役人組合共重き咎を可申付候間、兼て可得其意候、

寅八月

右被仰渡の趣承分仕、毎月一統の者へ為読聞候様被仰渡、謹て奉畏候、仍て御請書奉指上候事、

大庄屋

庄屋

年寄

起合百姓不競(なま)

両大庄屋

村々庄屋へ

公儀御改革に付、衣食住万事を始、株間屋仲間等
停止諸品直段下等の儀は元来下々永久繁栄のため格
別厚き御慈悲に候処差当り候所中は差支候様と存候
者も有之、或は土地の衰微(なま)抔と万一心得違直段下の
儀等差略致奉行所より申付候筋を批判候様の儀等有
之候ては大に御趣意にふれ全眼前(く)の小利にて遠き慮
り無之訳にて去る辰年已来下々の者共衣食住其外敵
敷制度申付分限より低く諸事相守候様毎度教諭も申
付候の所兎角内々にては不相応の挙動致候者も有之、
畢竟奢侈に長し、入を量、出るを制するの度を失ひ
居候より起り頻(しき)りに高利を貪、筋なき心得違にも至
る、五丁名主は十町の鑑、端町名主共は一町の鑑に

候間、辰年以来の触書申年御条令並に衍儀等も見競、
身分より嚴重可相慎候、頭立候者より心得違候ては
末々者共可相治筋無之大切の事に付、此度の御趣意
難有実意に相貫候の様、精々入念に申談末々の者へ
も可相諭(なま)候、此上若不都合の筋相聞候はは吃度(きつど)咎を
も可申付候、

前条の趣町方へ申付候間、於其方共も承知入念に
可心得候、

大庄屋

庄屋共へ

一 御役人の面々在町出張の節弁当握飯持参いたし小頭
已下の者共へは村方町方より握飯梅干茶計可差出候、
其余酒菓子勿論香の物木実の類たり共指出候儀堅不
相成候、

御府内町々と一様に存し候は心得違にて候、百姓共
専耕作に力を用ひ(ふ)べき身分にて余業へ移り町人の商
売始候儀は決して不相成事に候、

一 近年作奉公人少く男女共高給に相成、殊に機織下女
と唱候もの別て過分の給金を取候由、是又余業に走
候故の儀本末を被失候事共に候、元来百姓共は商向
当座の利潤を以營候町人ともとは格別の儀に候条、
是等の儀能々弁別致し一途に農業精出し銘々持伝へ
候田畑に不離様專一に可心懸候、勘当久離帳外の儀
一躰不輕儀の処右体親族のちなみを絶候程のもの出
来候は兼々おしへ方不宜故の事に候、倅又は厄介等
有之ものは勿論、村役人共一同其段厚相心得不実の
儀無之様常に異見等指加へ老人たり共其所の人別不
相減様取計可申儀肝要に候、右の趣堅く可相守、若
等閑の儀に心得候もの於有之は夫々吟味の上敵敷可
沙汰及条違失無之様、御料は御代官、私領は領主地

頭より可被相触候、

右の趣村々不洩様可相触者也、

寅の九月

右の趣年内久しく相成候へば自然心弛候に付、年々
再見被仰付候、又候、弘化三年六月にも再見被仰付
候、依て永年規定に候間、無心得違相守可申候事、

(表紙)

御触書写

大庄屋

岡又右衛門控

二冊の内

両大庄屋へ

一 出家社人等町屋借宅の儀に付ては寛文(元禄)永録の度相触
候趣有之候処、年曆相立候に付不取締の趣相聞候間

此度左の通改革被仰出候、

一 出家・社人・山伏・修験・神職の類は町住居令停止

候、早々本寺本社又は同宗同流の本社内へ為引取可

申候、

一 町中にて諸出家共法談説候儀無用可仕事、

一 町中にて念仏講題目と名付出家並同行共寄合仕間敷

並町中にて鐘太鼓をたゞき念仏題目を唱、大勢人集

致候儀^(ち)可為停止事、

六月

一 陰陽師・普化僧・道心者・尼僧・行人・願人・神事

舞太夫の類、本寺或は師家等より弟子に無紛段証文

を取、其上請人を立、裏店に指置可申候、尤裏店に

候共寺構並神前仏壇を構候儀は仕間敷、且道心者・

尼僧の類、本寺師家等無之自儘に剃髮致し候ものと

も以来急度本寺師家へ隨身致し証文等差支無之様可

仕候、勿論尼僧は去る亥年申渡候通弟子取一切仕間

敷事、

一 諸旦那より祈念頼候は其節計^(ほかし)繪像を掛、祈念可仕

候、祈念仕舞候は繪像無用可仕事、

一 右のもの共かんばん並^(班天。修験者の幣巻)ほんでん自今以後弥出し置申

間敷候、宿札計不苦候事、

右の趣向後吃度可相守候、尤是迄本寺本社より証文

取置不申、其外彼是不埒の儀も有之候へ共此度は御

容恕を以、不及吟味候間、来十二月迄吃度相改可申

候、其後等閑にいたし置候もの有之においては家主

地主共敵科に可被処もの也、

右の通可被相触候、

六月

右の趣從 公儀御触有の候間、村々へ不洩様可申付

者也、

八月

一 宗門改の節右同断、

右の趣去辰年申付候処、年数立候に付ては自然心

得違の者も有之哉に付、猶又嚴重に可相守候、

一 郷宿出張に付大割並に状使入用格別減少に相成候様

可取計、庄内入用村歩銀等成丈相減候様、是又去る

辰年已来毎度申付候へ共、中には不都合の者共も相

聞候、元来下々の者とも為筋のみにて申付候儀総

て無益費を省き百姓共豊饒に風俗厚相成候へは上も

同くゆたかに相成候訳格別の御慈悲に候処、頭立候

者共等閑に心得、酒食等に長し候ては不届の事候、^(七)

已後不都合の村方は咎筋をも可申附候間、入念に可

相心得候、

右の趣年寄百姓分の者共へも可申聞候、

天保十三年

寅の八月

大庄屋

岡又右衛門 常任

大庄屋へ

百姓の儀は粗服を着し髪も藁を以、つかね候事古

来の風俗に候所、近来奢に長し身分不相応の品着用

致し髪も油元結用ひ候のみならず流行の風俗を学び

其外留具も簀笠のみを用ひ候事に候処、当時傘合羽

を用、其余の儀万端是に准し無益の費多く先祖より

持来候田畑も人手に渡し候儀、歎^(八)ケ敷事に候、一躰

百姓にて余業の酒食商等致し候類、又は湯屋髪結床

等有之候儀、畢竟近年の儀にては若者共自然よから

ぬ道に携、柔弱且放埒の基に候間、弥^(九)古代の風儀忘

却不致物^(十)毎質素に致し農業相励候儀肝要に候、且先

達て菱垣廻船積^(四)向屋とも其外諸株仲間組合一統停止

の旨被仰出御府内において同商売何軒にても相始さ

せ手広に相成候に付自然在方へも押移候哉に相聞候、

世 一 国々城下社地等において江戸・京・大坂より旅稼に
近 出候歌舞（伎）役者どもを抱、芝居狂言等相催候由、右

は其所の風俗を乱し不可然筋に付、向後決して抱入申
間敷候、尤三都狂言座の外、他国稼不相成旨今般取
締方急度申渡候間、得其意此上右の者共罷越芝居興
行等の及対談候はば其所に留置最寄奉行所又は御代
官所領主役場等へ早々可申出候、若触面の趣相背に
おいては、右に携候ものども悉遂穿鑿、遠国に候共
老人別に江戸表に呼出し吟味の上、村役人共始一同
嚴重の咎可申付候、

右の通御料は御代官・私領は領主地頭より不洩様可
触知者也、

一 寺院・社家・山伏・町医者

去辰年以來嚴重の御法制被建、御家中并御領中へ修
身齊家の義、追々被仰出候、右に付諸寺院・社家・
山伏、法義を守、誠教を尽し、医者は仁術の実を失

ざる様、各其道の志堅固に可有の処、中には不行状
の趣も相聞、如何の事に候、此度は格別以御容赦不
被及御沙汰候へ共、不慎の輩有之においては可被処
嚴科候、

一 法衣官服は格別に候へ共、一向宗の寺院并社家・山
伏・町医者共家族は衣服は布木綿に限、目立候品不
相用、惣て奢ヶ間敷儀可為無用、御家中・在・町に
准べく候、右の通去申年相触候処、兎角寺院に尼僧
或は婦人等指置、其外不如法の面々相聞如何の事に
候、此上不埒の筋有之候は早速取押置可被処嚴科候
、於本寺も不念の至候間、兼て可被得其意候、

一 寺院以下制外と申儀は法衣官服並施物謝義等の訳に
候処、心得違響応の種数格外に差出候向も有之、如
何の事に候、且前文にも家族は御家中御領中に可准
旨申達置候へ共間々不都合の儀相聞候、已後猶更万
端御家中御領中の御制法に准し堅可被相守候、依之

(内) 豊岡京極家江戸屋敷の変遷(作表)

※の他は『江戸城下武家屋敷名鑑』(下)〈原書房〉による。

通称	屋敷の所在		『御府内沿革図書』の記載		※ その他の史料による記載	
	年代	人物	年代	人物	年代	事項
向柳原屋敷	神田之内 ※現千代田 区神田和泉 町、神田平 河町、神田 佐久間町二 丁目、 四丁目、 神田佐久間 河岸のうち	延享年中 年元禄二一寅	京極甲斐守 京極甲斐守	正徳五・三・二七 正徳五・四・二九	向柳原(神田)屋敷類 焼 八麴町に代地五、四〇 坪を賜る。	
	半蔵門外 ※現千代田 区麴町一丁目、 三丁目、隼 町、平河町 一丁目、 永田町一丁目、 二丁目	享保年中 以後 元文元年	京極土肥之助 京極甲斐守	享保二二・三・一〇 享保二六・四・二五 享保一七・一〇・一九 寛政四・三・一〇 寛政六・一・二八 寛政八 文化一四・二・二八 文政六・二・二六 天保三・閏二・一九 天保六未年 同七申年 弘化二 嘉永三・二・二	麴町屋敷全焼 同上二部類焼 下屋敷警地として、 深川海辺新田として、 〇八坪を賜る。一、七 麴町屋敷を焼く。 " 深川川下屋敷を真麴の 三六〇坪と交換 麴町屋敷焼く " 麴町屋敷類焼 真麴屋敷を一橋屋敷 (目白白)と交換 麴町屋敷類焼	
麴町屋敷		文政十亥年 天保六未年 同七申年 文久元酉年	京極飛騨守 京極甲斐守 京極飛騨守			

別紙触書写相渡候、尤箇条繁多に付各不用の分は箇条相除候、近年従公儀も追々質素節儉の儀格別に被仰出候に付、不慎の面々は吃度可被及御沙汰候間、入念可被心得候、

寅八月

4 幕末の政情

(一) 舟木老之助「紳」〔抜書〕 舟木直温氏蔵

○豊岡藩江戸藩邸詰であった時の日記で、江戸藩邸入費を始め、藩主・家臣の日常を記録。ここには、六月三日ペリーの浦賀来航の緊迫した情勢下での防備対策として同月十二日、古島武輔を連れて浦賀を視察したり、六月から八月にかけて武備手配のため豊岡に一時帰国した際の経過や、洋式銃・甲冑の手配や洋式練兵の様子を抜書した。

(表紙)

嘉永六癸丑年

紳

舟木老之助

六月 四日

一夕刻、杉山・遠藤両先生へ罷越、杉山先生にて昨申(あとも)

上刻浦賀へ異国船来候旨承之、英船雜記に記す、

六月 五日

一昨夜、異国船渡来の趣承之候間、此度の義は不容易

事に付、御囲米凡六十石計御買入の義御扶持方奉行

へ申付候、尤某一存取計候事に付、今朝出席早速同

席衆へも相咄、上へも乍御断申上候、

一鉛御手当に先二十貫目御買上申付候、一貫目代十六
匁五分かへ

一硝石有高穿鑿申付候、

六月 六日

一昨夜、喜馬太より異国船渡来書被差出候、英船雜記

に存す、

六月 七日

一 追々異国船の事柄不容易趣に付、磯貝喜馬太呼出御
武器取調申付候、

一 昨夜御廻状到来の旨小一右衛門申達差出候、(丹後田辺)牧野備

藩主前守殿御渡候御覚書写一通相達候間、被得其意御同

席中不残様無遅滞早々可有通達候、答の義は先々従

銘々不及挨拶、各より堀伊豆守方へ可被申聞候、以

上

六月六日

大目付

一 今度浦賀表へ異国船渡来に付、万々一内海へ乗入

候義難計候間、若右様の節は芝辺より品川へ最寄

に屋敷有之万石以上の面々は銘々屋敷相固候心得

にて罷在候様無急度可被達置候事、

口上覚

六月 八日

一夜に入、(京極家分巻)從左衛門様内田二郎右衛門被遣今度異国船

渡来の所、内海へ乗入候節、物見被蒙仰候に付、甲

冑小道具等御不調に付御相談、御扶持米御手当の義

御頼被仰越候、尤可相成は種々被成御談度明夕可被

成御出旨被仰下候へ共、御用多中難渋に付、今夜及

深更候ても可被出哉の旨申立候所、追て罷出候様被

仰、夜四時罷出七時引取候、二千俵の御旗本不似合

千万の覚悟也、

六月 九日

一 牧野備前守殿御渡候御書付写二通相達候間被得其意

御同席中并嫡子方へも不残様無遅滞早々可有通達御

答の義は先々銘々より不及挨拶、各より堀伊豆守方

へ可被申聞候、

六月八日

大目付

一 異国船万一内海へ乗入非常の場合仰付有之節は老

中より八代洲河岸火消役へ相達、同所にて平日の

世近

出火に不紛様早半鐘を打出し右を惣火消屋敷にて

受継、同様早半鐘を打鳴可申候、右の通火消役へ

相達候間、火消屋敷にて早半鐘打候へは諸向共御

曲輪内出火の節の通相心得、登城又は持場にて相

固候様可被致候、尤火事具着用候積可被心得候、

且又右に付ては場末にて遂には早半鐘行届不申候

間、万石以上火見矢倉有の面々其節に依早半鐘打

鳴候様可被致候、右の通可被相触候、

一長巻十振、来十二日まで出来の積申付候、

一字田笠法被 二十枚 代九匁八分づつ

一足輕繼股引 十式足 代六匁九分づつ

一赤脚半 六十足 代老奴一分八厘づつ

右申付候、

一安達祝へ申付、トントル管製作道具并トントル管同

銅板金御買申付候、

六月 十日

一今便の御用状老封・帳面老冊・異国船一件帳面老冊

・中山道割増御触・異国船渡来心得方御触各一通、

内状三通内、

一達聆の箱送候事、

一賢良院様御法事の抹香献備の事、

一異国船渡来一条申越候事、

一今便御勝手方

一異国船渡来に付申越次第足輕十人小人今少并具足

可被差越上、今度金五百両被差越候様申越候事、

六月 十一日

一左衛門様御出、浦賀御物語有之、

一岩田三兵衛・高橋浪江浦賀より罷帰、物語承之、

一夜に入、従兵部様長坂登助被遣、今度異国船渡来の

処、従公儀被仰出候次第に付、何時も御出馬不被成

ては不相成、然処御家来具足御不手当、且又鉄砲三

挺為御持の所老挺御不足、并御馬御引替の御積にて

御弘の所此節格外高価、弥御求の節は金子御借用被成度御頼被仰越、委細承知仕、斯る変義故如何様にも才覚可仕旨御答申上候、

一 及深更、御内命の次第有之、古嶋武輔召連即刻より

浦賀表へ罷越、異国船見届并御台場等見物被仰付候、

六月 十二日

一 今曉八半時発足、古嶋武輔同道無僕にて浦賀表へ罷

越候、発足懸杉山先生に罷越候所、水府御家中雨宮

鉄太郎同道相頼候に付承届同道、

一 鮫洲にて灯(マ)引に相成、大森にて支度、尤三田辺通

行の節雷雨甚、

一 川崎宿外にて休息、生麦通行の砌大雷雨、

一 金川(神奈川)にて休息、宿駕三挺申付、三人とも昨夜一睡も

不致候に付休息、

一 程ヶ谷にて昼支度、又宿駕三挺申付、金沢に至、是

より横須賀迄三里船渡、今日暑氣如燒、如蒸、

一 横須賀を去る事一里にして大津川越公御備場一見、

猿島御台場遠見、又一里にして浦賀小泉と云客舎に

宿す、暮合也、尤大津にて今朝異船出航の趣承、尤

程ヶ谷にて旗(岩崎)之助に出逢、是亦同道、

一 右客舎に水府御家中菊地幸三外兩人、今朝已来宿一

席になり物語、

一 今朝已来、騎馬武者其外諸藩浦賀往還群をなす、宿

に常に異、某等へも至極入念に取扱、何事も弁(マ)理也、

一 猿島の台場は、海岸を去る事凡十五丁余の一小島に

して、敵船のために悩(マ)さる時は容易に援兵を得事か

たくして至て死地と云べし、又敵に渡時は、彼が仕

寄(ト)に尤妙、是等所は軍艦なきがゆへの事、深思ふべ

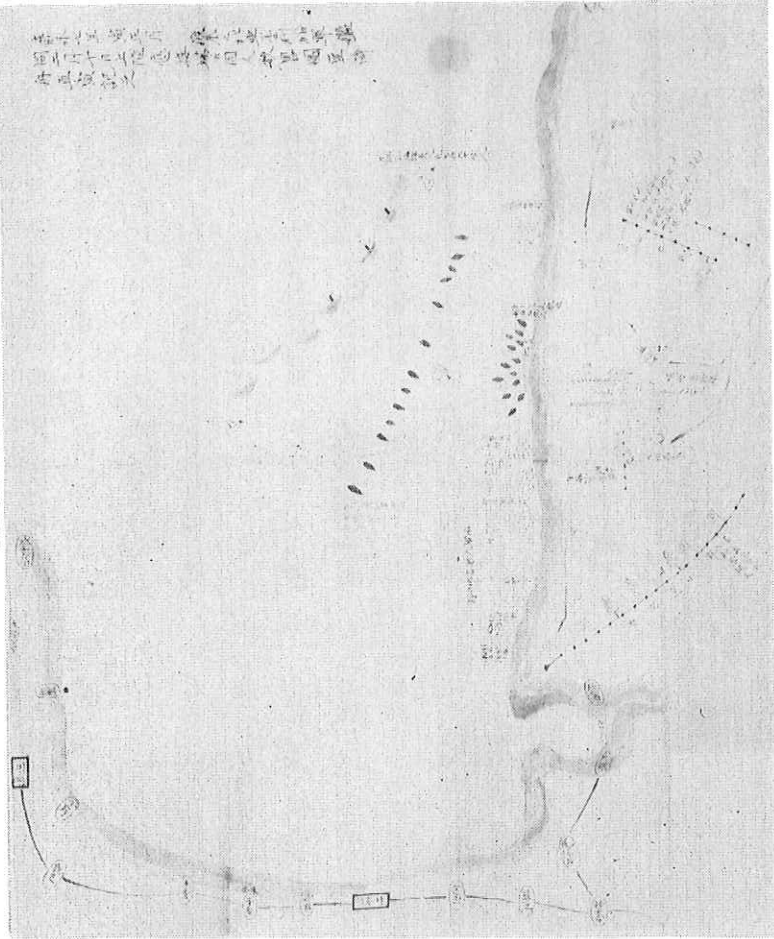
し、軍船有時は死地亦生地となるべし、

十三日

一 早朝御屋敷三人同道、下曾根君御屋敷へ出、異船退

帆の上は不及是非、御台場等拜見相願候処、当時御

嘉永七年正月、米国軍艦浦賀沖に再来図
舟木直温氏藏



「嘉永七年正月渡来北亞墨利加軍艦、同二月十日上陸応接場并固人数略図 豆齋舟(木)直寅記之」とある。(715ページ参照)

普請中拜見不出来、夫より観音崎平根山御台場遠見、尤平根山は台場の下へ行見、此台場至粗にして用をなしかたかるべし、観音崎は二重台場にして尤妙と云べし、

一 浦賀港至て小にして敵大船を入へきの地にあらず、人口稠密、頗富商もあるべし、江戸海咽喉の地、頗武備嚴にすべきの地、未武備不全に似たり、懼るべし、

一 小原□□岩崎旗之助縁者此家に至、饜応に相成、夕刻まで便船待合罷在候処、終に出船無之、暮に及発足、海岸の様子不能見、残念千万也、横須賀より乗船、金沢宿に八時比着、客舎に宿す、

十四日

一 早朝発足五時過、程ヶ谷に至、宿駕三丁申付候、神奈川にて同断、某中暑不得止事、川崎よりも亦乗駕、一 神奈川にて弥三左衛門方司(武輔)に出逢候て、亦昨日依御

内命発足、昨夜(マヤ)金奈川止宿、今朝本牧細川公御備場見物の趣也、都合五人同道、夜五時御屋敷着、某品川より押て歩行、右の訳故出殿不致、坂本氏被罷出相済候、司武輔は大目付へ達す、

一 留守中兼て新之丞へ頼置候馬金七兩貳歩にて御買入に相成、

十九日

一 長巻柄并鉄物新規十本代百匁出来、今日揃、

一 鍵(鍵)壹本に付百疋つつ十本分の内、今日半金渡、

二十日

一 今日他行、松平石見守様大工原にて、モルチール鑄込有之、為見物罷越候、

一 屋後青山大膳亮様の越後流調練有之罷越候、御屋敷惣人数已下まで都合二十五人也、山脇次右衛門罷之、

六月 二十五日

一 小一右衛門罷出、端午の御内書奉受取、引取の段申

達候、

寛

大目付

七月 十日 （イゴ）

結庄（千里）齋治面会、西洋熾術申談、

於佃島沖并徳丸原火術昼夜相図打物稽古願濟の者

も有之候へ共、当年は相止候様可仕候、尤海横打

徳丸原大筒稽古の義は是迄の通相心得候様向々へ

可被達候事、

丑 六月

七月 十七日

同人へ相頼、

一 同人方へ齋治来申談、堺にてケール十二挺申付、

一 昼前杉山繁之助へ着、今晚止宿、

一 今朝出席中申談の上高田甚右衛門へ申付、出坂御用

七月 九日

（京海邊を上り、大坂に下る）
朝五時頃大坂着岸、よしやはし筑地の（マイ）一屋へ休息、

（千里の父・医師）
但馬天民へ罷越、金百疋持参、丹波屋へ金五十疋遣、

砂糖到来、藤沢先生へ罷越、従君公御口上申述、堂

島砂糖二斤代式朱と某より風呂敷團扇送、御酒出る

馬具安へ罷越、御用向申談、夕六時乗船、銅問屋に

て直段問合、

七月 十日

一朝五時伏見着船、四時過京着、東洞院赤沢何某、田

七月 二十一日

一 今朝西洋調練稽古を於門内相催、夕七時より於齋武

寮相催、同席衆始内見分有之、

一 錫 式拾八貫七百五十匁 代百七十匁かへ

一 銅 式百五十貫目 代三十老匁式分五厘かへ

一 前懸具足緘糸

一 白焰 五十斤 一 鉛 百貫目

一 先日見置候甲冑三領調候事、

一番より被申付候御用向は某より申付候、

七月 二十六日

一 一晝^(二十三日豊岡発、京に向う)発、広道にて夜明、星合君京都まで御同道、途中

四方山御物語、昼時頃丹嘉着、田結莊^(千里)入来、ケヘー
ル都合申談、其外御用向都合申談、

○星合利尚(相原藩剣術師範)

一 今朝沓懸にて高田甚右衛門へ出逢、大坂にて兼て申

付候具足三領相求、且銅式百六十貫目・錫廿八貫七
百五十匁・鉛・硝石等御買上取計候段申達候、右の

外御用向申含条々承之、御在所へ伝言申付候、

一 柏原にて相求置候具足式領星合君より京地迄被差出、

荷造は甚右衛門致置候所、都合に付輕尻に拵直申付
候、。百式十匁の米俵也、

二十九日

一 筑前公御飛脚の咄に去十八日長崎へ魯西亜船四艘来

着、交易願の趣、又琉球へ浦賀へ渡来の亜墨利加船
来候由物語、薩州有馬喜八郎も申、

八月 十五日

一 御廻状左の通、

大森於町打場の義当八月より来寅八月迄四季打候様
の振合を以、大筒稽古致し候様被仰出候間、都て是
迄の通相願可申候、且筑地^(巻)辺より品川筋の方、鉄砲

稽古月延候、場所も来寅八月中迄稽古致不苦候旨遠

藤但馬守殿へ仰渡候、依之為心得申達候、

八月 十六日

一 諸士一同へ

御借米当年九月限に相成候、追々被仰出候通御家中

御撫育御引立の義厚思召込候へ共、無御抛去申年御
借米歩増被仰出候処、一同遂艱難無御間欠被相勤被

遊御安堵候、依て兼々 御含も被為在候処、各承知

の通抑去^(全しむ)未年已来、年々臨時御物入莫大の義、其上

御領中違作打統御勝手方以の外御入割多、漸御借財
を以御公務を始御取統の次第、且今度異国船御手当

御入用も不容易義に付、如何とも難被任 尊慮候、

各累年の御借米難渋の程被遊御深察、何共苦々敷思

候へ共、猶又当丑十月より午九月まで全五ヶ年の間

豊岡詰老歩五厘・江戸詰老歩御借米御頼被 仰出候、

聊御弛には相成候へ共、何分連年の御借米に付此上

尚更被遂勘弁被相勤候様御頼の事に候、

此段懇に申渡候様被 仰出候、委細は御勘定役よ

り可申通候、

八月 十八日

一 南沢万作と伴幸七郎、御出馬の節御供被仰付の段被

申渡候、

一 大馬印旅中用別段申付候、

一 夜に入大銃方一同入来及評義候、

一 御軍用味曾^増五樽可申付吟味の事、

一 同梅千三樽同断、

一 萩野流車台に相成候事、

一 硝石極製の事、寅五郎・武輔へ申付候、

一 七十五匁筒台申付候事、

一 御馬具足修覆の事、

一 銅御買入に申付候積、武輔へ申付候事、

一 木筒製の事、是亦伊右衛門へ申付候事、

八月 十九日

一 昨夜内田弥太郎より久保田八兵衛を以、賀港来船

記・久里浜夷人上陸図到来、

八月 二十五日

一金 (カネ) 弥三左衛門方

御人数被差出候節出張心得并御供差支の節心得被仰

付候処、年来の御借米に付ては用意向等難渋の段被

遊御察候、依ては思召も被為在候へ共、当時の御成

行難被任尊慮に、乍去此度の義は別段の思召を以些

少の御心付被下候は尚更武器手当等厚可被懸心得候、

一金三両貳分

求馬方

申達振前条同断、

一金貳兩貳步ツ、

御物頭

左家太

御持奉行
(マゴ)

藤太夫

御旗奉行

喜馬太

御長卷奉行

弥八郎

一金貳兩ツ、

御使番

司

一耆兩ツ、

大銃方

源内・多門・多仲

・武助

御供頭

泰助

一耆兩貳步ツ、

御供大銃方

馬之助

御供頭

八郎兵衛

ケヘール

吾助

同

祝

御供

薰

小荷駄

八兵衛

大銃方

寅五郎

ケヘール一兩 簀之助 不被召出

良得

御供

元次

小荷駄添

弥次右衛門

大銃方 三步

晨吉 御雇中

小荷駄添

健三

御供

源平

同

善八

大銃方 二步 益見 御充行半方

ケヘール

幸吉

同

伴之丞

御供

専太郎

御供

佐兵衛

同

半三

ケヘール

錠三郎

貝太鼓

讓三

大鼓 二歩 政司 御雇中
御供 三歩 鎬十郎 不被召出
大鼓 二歩 半三郎 御雇中

禁裏御所

一七拾八匁

白銀式拾枚附台
雲脚上磨き 匁

同

一貳拾八匁

右正銀居台
同 匁

(二) 「御参内御用書」 京都市・猪子敏子氏蔵

○元治二年三月、藩主高厚は参内して孝明天皇に拝謁し、天盃を拝受した。その際の献上物用台器などの調達物の代金受取書である。

(表紙)

元治貳歳丑三月

御台師

伴市兵衛

御参内御用書

豊岡様

御役人中様

同

一八拾七匁

横御目録居台

親王御方

同 三

一六拾八匁

白銀拾五枚附台
同 匁

覚

同

一式拾五匁

右正銀居台

一拾八匁

白銀五枚附台

同 壹

塗足上中磨き 壹

准后御方

同

一五拾五匁

白かね拾枚附台

一五匁八分

右正銀居台 壹

同 壹

同

一拾九匁五分

右正銀居台

一拾式匁

御太刀折紙組付台 壹

同 壹

兩伝奏御方

准后御方内侍所

一拾八匁

白銀三枚附台 式

一五拾八匁

塗御目録居台

議奏御方

同 式

一三拾七匁五分

同式枚附台 五

内侍所

同

一三拾九匁

白銀壹枚附台

一七拾七匁

御太刀折紙組付台 七

同 式

議奏御加勢御手長御申次御方

同

一三拾壹匁五分

銀子壹枚附台 七

一拾九匁六分

右正銀居台 式

同

関白様

一六拾三匁

右正銀居台 十四

世 近

一拾匁

次銀台 十四

油単付

一拾五匁

平片木 廿五

同断

一八拾五匁

御掛帛紗

一金貳歩

右桐油

四枚

羽二重袷仕立 三枚

一五拾匁

横目録御箱 貳

金貳兩壹歩

同断

一五拾六匁

塗御目録箱 貳

銀壹貫貳百六拾九匁九分

一三拾九匁

御銀包入箱 三

御献上

御天盃御用の分

一九拾五匁

御太刀箱 壹

一百三拾五匁

御天盃入御箱 壹

桐野良蓋丸細紐付

極上嶋桐野良蓋

御配り

唐戸面取菊座銀

一八拾五匁

同椗野良蓋 壹

紐紫絹真田付

一金壹兩貳歩

白木足付

一七拾五匁

右外箱 壹

御献上長持 三棹

上桐台指仕立

損料

萌黄絹真田鷗目付

一金壹歩

同釣台 壹差

一五拾六匁

惣外箱 壹

- | | | | |
|---------|----------|------------|-----------|
| 一 金貳歩貳朱 | 上椗柁棧蓋 | 一 金貳歩貳朱 | 右桐油 壹式 |
| 一 式拾三匁 | 木綿袋真田付 | 一 金壹歩貳朱 | 高麗兩白敷物 壹枚 |
| 一 金四兩壹歩 | 右色御帛紗 | 一 式拾八匁 | 御供物入箱 壹 |
| | 羽二重袷仕立 貳 | | 上桐野良蓋萌黄 |
| | 白木大三方 一膳 | | 絹真田紐付 |
| | 御唐櫃 壹合 | 一 四拾貳匁 | 右色帛紗 壹枚 |
| | 上々檜柁真鍮金物 | | 羽二重袷仕立 |
| | 海老錠鍵添 | 金拾六兩貳歩貳朱 | |
| | 右御覆 壹掛 | 銀四百四拾九匁 | |
| | 赤地大和錦 | | |
| | 紅麻裏付 | | |
| | 右桐油 壹枚 | 一 錢六貫四百文 | 御献上長持並 |
| | 棒ノ晒木綿 貳掛 | | 釣台持夫 八人 |
| | 御唐櫃入枠 壹 | | 朝六ツ時より |
| | 惣檜木仕立鉄金物 | 一 式百四拾七匁五分 | 御献上御太刀 三腰 |
| | 繪苜脚立付 | 一 四拾七匁五分 | 関白様同 壹腰 |
| | | 一 百五拾匁五分 | 伝奏議奏御方 |

銀四百四拾五匁五分

同 七腰

三月九日

釣台持夫 式人

一四匁五分

御馬代壹枚居台 壹

一貳拾壹匁五分

御太刀 一腰

右は所司代様被進、

赤杉柁仕立砂糖

一九拾九匁

五斤入箱半月操（くわ）

一三拾八匁

同拾斤入 壹

一五拾匁

帆立奉書口張共

一四拾六匁

塗足

一四拾六匁

右居台 式

一四拾六匁

横足

一四拾六匁

同居台 式

一四拾六匁

白銀三枚附台

一四拾六匁

塗足上中上り 壹

一四拾六匁

油单付 損料

一四拾六匁

一錢貳百文

右兩伝奏前御頼込の節、

一九匁 右正銀居台 貳

一貳拾貳匁 御太刀折紙組付台 貳

一四拾三匁 御太刀 貳腰

一四匁 足折片木 四

一拾貳匁 平片木 廿枚

一錢五百文 釣台 壹差

一錢貳百文 油单付 損料

一錢貳百文 兩伝奏御頼込候節

合 金四拾八兩貳步壹朱

内 金四兩三步貳朱 大和錦覆引

差引

金四拾三兩貳步三朱

右貳割五步御増

金拾兩三步三朱

錢八拾八文

改合

金五拾四兩貳步貳朱

錢九貫百貳文

金壹兩壹步貳朱三百貳文

改

ノ 金六拾兩三步貳朱

錢三百貳文

右御用代銀體受取申候、以上

御台師

丑三月

伴市兵衛

(三) 舟木克己「日記」へ抜書 舟木直温氏藏

○慶応三年十月十四日の大政奉還後、王政復古宣言・戊辰戦争の開始・徳川慶喜の蟄居に至る慌しい数ヶ月を、江戸藩邸の対応と皇居警衛のための藩王上京を通じて豊岡藩の立場から観察できる。

自 朝廷被 仰出候条、

一 十月二十一日、伝奏日野殿ヨリ御渡ニ相成候御書附

如左、

。祖宗已来御委任厚御依頼為在候へ共、方今宇内ノ形勢ヲ考察シ建白ノ旨尤ニ被思召候間、被聞食候、^(臣)尚天下ト共ニ同心尽力ヲ致シ、皇国ヲ維持可奉安宸襟 御沙汰候事、

。大事件外異一条へ尽衆議、其外諸大名伺被仰出等

ハ朝廷於兩役取扱自余ノ儀ハ召之、諸侯上京ノ上御決定可有之、夫迄ノ処、徳川支配地市中取締等ハ是迄ノ通ニテ追々可及御沙汰事、

。別紙ノ通被仰出候ニ付テハ被為在御用候間、早々上京可有之条御沙汰候事、

十月 但シ別紙ハ前条ノ通也、

一十月二十五日、同断御渡、

御用ノ儀有之被召候期限来月中ニ必可有上着候事、

但シ用意出来有之候向ハ、不抱期限早々上着可

有之事、

十月

一十二月二十六日、被仰出、

。御名(京極高厚)へ

先達テ上京ノ儀被仰奉可蒙ニテハ有之候へ共、在

江戸ノ趣、且追々被聞食入候次第有之、旁早々参

着ノ様更ニ御沙汰候事、

十二月 右ハ丁卯年被仰出候、

一(慶応四年)戊辰正月四日、被仰出、

。御名(京極高厚)へ

大政御復古ニ付テハ深厚 恩召ノ旨有之、各藩へ

被命彼是尽力ノ次第モ候処、昨今ニ至リ不計(大坂)モ坂

兵伏見表出張、突然兵端ヲ開キ終ニ不可止ノ形勢

ニ押移候ニ付テハ各名分条理ヲ踏ミ可勤 王事ハ

勿論、尚又追々 御沙汰ノ次第モ可有之候間、其

節ハ急度勉励尽力可致被仰出候事、

但シ登京出来候ハ速ニ人数随従上着可致御沙汰

候事、

一正月九日、御渡書

徳川慶喜天下ノ形勢不得已事ヲ察シ大政返上、将

軍職辞退相願候ニ付、朝儀ノ上断然被 聞食候処、

唯大政返上ト申ス已ニテ於 朝廷土地人民御保不

被遊候テハ御聖業難被為立候ニ付、尾越二藩ヲ以

其実効御訊問被遊候節、於慶喜テハ奉畏候へ共廳

下並ニ会乘（会津・桑名）ノ者共承服不仕万一暴拳可仕哉も難計

ニ付、只管鎮撫ニ尽力仕居候旨尾越ヨリ及言上候

間、朝廷ニハ慶喜真ニ恭順ヲ尽シ候様被思食、既

往ノ罪被為問寛大ノ御処置可被仰付ノ処、豈凶ノ

ヤ大坂城へ引取候ハ素ヨリノ詐謀ニテ、去ル三日

廳下ノ者ヲ引率シ、剩前ニ御暇被遣候会桑等ヲ先

鋒トシ闕下ヲ奉犯候勢、現在彼ヨリ兵端ヲ開キ候

上ハ慶喜反状明白、始終奉叛 朝廷候段大逆無道

最早於朝廷御宥ノ道モ絶果、不被為得已追討被仰

付候、兵端既ニ相開候上ハ速ニ賊徒御平治万民塗

炭ノ苦ヲ被為救度 叡慮ニ候間、今般仁和寺宮征

討將軍ニ被任候ニ付テハ是迄偷安怠惰ニ打過、或

ハ両端ヲ抱候者ハ勿論、假令賊徒ニ從、譜代臣下

ノ者タリトモ悔悟憤発国家ノ為尽忠ノ志有之輩ハ

寛大ノ思食ニテ御採用被為在候、依戰功此行末徳

川家ノ儀ニ付歎願ノ義モ候へハ其筋ニヨリ御許容

可有之、然ルニ此御時節ニ至リ不弁大義、賊徒ト

謀ヲ通シ或ハ潜居為致候者ハ朝敵同様嚴刑ニ可被

処候間、心得違無之様可致候事、

但シ征討大將軍ヲ置レ候上ハ即時前件号令可被

発ハ勿論候へ共、犯旗下粗暴ノ徒墜蔽爰ニ至リ

候事哉ト彼是深重ノ思食ヲ以御達延ノ処三日ヨ

リ今七日ニ至リ坂兵益雖敗走益出兵、呉々不被

得止、断然本文ノ趣被仰出候、各藩隨從吏卒ニ

至迄方向ヲ定メ為天下奉公可有之候事、

旧臘抜出

十二月廿四日

急速御上坂被遊候ニ付、御供被仰付候、当節柄尚更

武備嚴重ニ可相心得、依之近極ノ御手当被下置候旨

御用番被申渡候間、御請御礼申上候、

十二月廿五日

於御用席御供ノ面々御役割被仰出候、我等事御道中

正月二日 快晴

御用人心得御用談ノ節被差加候旨被仰付候、

一 今朝御登城被遊候処、御風邪、其上御疝積ニ付御不

十二月廿七日

參被遊候、依テ藤村兵助御名代御使被相勤候、

今夕六時ヨリ御近習一同御召古等頂戴有之候、

一 御祝後御用席一人ツツ御役前ハ一緒ニ罷出御祝詞申

十二月大晦日

上候、

七半時御年越御祝、被為祝於大奥御吉例ノ通、

正月三日 快晴

前条ニ付生駒伝左衛門麻上下着用致出席候、

一 御祝御吉例ノ通御祝詞如昨日、昨今共 成桂院様へ

暮合御年男出席御飾夫々被取計候、

モ申上候事、

正月元日 快晴

一 万歳榊原松左衛門罷出如御吉例取計被仰付候、

一 御祝五半時ヨリ於大奥、如御吉例被為祝候、

。御道中非常ノ節仮御役割

一 御用席衆一人ツツ御祝詞被申上候、御役前同断、

一 小隊差図役 舟木克己

一 成桂院様へ為年頭御祝詞御目六(録)ノ通被進御祝ニ付御

一 半隊差図役 西山 栄

使者相勤候、

一 半隊差図役・嚮導心得 喜多村協

一 成桂院様へ以御附御祝詞申上候、

一 半隊差図役・補備役心得 古嶋恭一郎・竹内八郎

一 御読初・御出初被為濟候旨、并ニ御都合ニ付明日御

兵衛・安達 祝

乗初被差延候段御用番へ申達、

正月六日 快晴

世 一 夕方七時御奉書到来、依テ為吹聴、近親御用席致回
勤候事、

御自分義御用ノ義有之候間、明七日四時出席可被
致候、以上

正月六日

舟木克己殿

西山久左衛門

右ニ付御請如左、

御剪紙拜見仕候、私義御用御座候ニ付、明七日四
時出席可仕旨奉長候、右為御請如此御座候、以上

正月六日

西山久左衛門様

舟木克己

御請

正月七日 快晴

一 御用席衆七種ノ御祝詞被申上被為請候、引続御役前

同断、但シ余事御用召ニ候へ共御礼ハ申上^マ不苦候、

一 余事四時少シ前ヨリ席上下着用、平日ナレハ平服ノ

事、出席於御時計ノ間、大目付以坊主呼出シ御用召
ニ付、只今出席候旨申達シ御近習へ控居候事、

一 御礼後猪子叔父君御側役誘引ニテ御前へ被罷出候處、
左ノ通被仰出有之、

其方義無滞相勤候ニ付、四拾石加増加判列へ昇進
被仰付候段被仰出候處、御請御礼被申上候、

一 右畢テ御用席一同御前へ詰ラレ候上、大目附只今被
仰出御用有之旨申達候間、少々ノ間待合居候處、御

用番御前相下ラレ只今御用有之候旨被相達候故、
佩釵御前へ罷出候、此処御用番名前披露ノ上左ノ通

御直ニ被仰出候間、御直ニ御請御礼申上候、然ル後
御前引退候事、

其方義無滞相勤候ニ付御側御用人へ昇進、表御用
人兼帶被仰付候旨被仰出候事、

御請

私義無滞相勤候ニ付、不奉存寄御側御用人へ昇進、

表御用人兼帯被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、
右乍憚御請御礼申上候、

正月九日 快晴

一 京坂ノ間、不容易事態、伏見辺ニ於テ薩土藩幕府ノ

兵ヲ相拒、終ニハ戦争ト成ル事、

正月十日

一 昨日左ノ通大目附へ通達書大押御用番被相渡候、

殿様御義明日御発駕御治定ノ処、来ル十一日ニ御

延シニ相成候事、

端書如恒

一 明日御発駕ノ処、京坂一条ニ付、暫時御延引ニ相成

候事、

正月十一日

一 御鏡餅頂戴致候事、

正月十二日 快晴

一 五時ヨリ為御代香御門出瑞泰寺へ相勤、

正月十三日 快晴

一 不時ニ何レモ御目見相願、当時事情申上候事、

正月十四日 昨夜ヨリ雪

一 七時前窪田周助着、直ニ何レモ出席、御在所一同ノ

議論モ承ル、畢テ周助御目見相願、且又被仰付候事、

一 大坂焼払ヒ兵庫辺へ薩兵ハ打入候事、

但幕府方追々帰府、且帰国ニ相成候趣也、

一 去十三日惣出仕ノ節御不参、依テ藤村兵助罷出候処

別紙ノ通上意ノ事、

別紙

此度京撰ノ間不容易事態ト相成候故、委細ハ以書付

可申間候へ共、実ニ徳川家安危存亡ノ際ニ就、此上

尽力致シ銘々見込ノ儀ハ不憚忌諱無伏(前被)申間候様致

度トノ 上意

右於御坐間 上意ノ書附、先般尾張大納言松平大

藏大輔ヲ以可致上洛ノ旨 御内論ヲ蒙リ奉リ候ニ付、

去ル三日先供ノ者四塚関門迄相越候ノ処、松平修理

大夫家来共無謂通行差拒兼テ伏兵等ノ手配致置、突

然彼ヨリ及発砲兵端を開、粗暴ノ挙動ニ及候ハ全、

修理大夫家来共一己ノ所業ニモ有之、刺矯 叡慮朝

敵ノ名ヲ負セ他藩ノ者ヲ煽動シ人心疑惑ヲ抱キ、戦

利アラズ、此分ニテハ夥多ノ人命ヲ損シ候ノミナラ

ズ、可奉寧宸襟誠意モ不相貫紛紜ノ際、曲直判然不

相立候テハ不本意ノ至、深心痛致シ候、就テハ深キ

見込モ有之、兵隊引揚軍艦ニテ一ト先東帰致シ候、

追々申聞候ノ義可有之候間、銘々同心戮力為国家可

抽忠節候事、

右御書附

上様御事御軍艦へ被為召、今十二日西丸へ着御被遊

候、尤此後動靜ニ寄、速ニ御上坂可被遊思召候、

右八十二日於柳間席美濃守殿御達ノ書付

正月十五日 晴

一 京都ヨリ着便、正月六日夜九ツ時過、□□豊後守殿

ヨリ左ノ通剪紙到来ノ由、

一 御用ノ義有之候間唯今早々重臣ノ者禁中仮建ニ可

被罷出候様参与衆被申渡候、依テ申入候、以上

正月六日

(京極高厚)
御名へ

西園寺三位中将為山陰道鎮撫惣督出張被仰付候間、

逐々指揮ノ次第モ可有之候間、此段為心得申達候

事、

正月四日

一 山陰道 鎮撫大將軍 西園寺三位中将

東海道 鎮守府大將軍 橋本少將

副將軍 柳原侍從

北陸道 鎮守大將軍 中山前少將

征東將軍賜宣旨 仁和寺宮

右軍事參謀被仰、 東久世前少將・鳥丸侍從

右旗奉行被仰付、
四条前侍従・五条少納言

京地順路

山階宮

一 稲葉右京亮様御留守居ヨリ左ノ通回達ノ趣

正月十五日

御名

一 今朝ヨリ御上京ノ義逐々御評議有之愈御上京御一決

ノ方ニ付、今夕別紙ノ通御用番様へ御伺書被差出候

徳大寺中納言

新源中納言

事、

前修理権太夫

先達テ御沙汰ノ次第モ有之候ニ付、上坂ノ上尽力

可仕旨兼テ申上候処、此度 還御被為在候ニ付テ

右参与御役被仰付候、

ハ、於御膝下御奉公モ可相勤答ニ御座候へ共、今

穂波三位

朝京都詰家来ノ者着府仕、前紙ノ通去四日 朝廷

坊城侍従

ヨリ被 仰出候旨申達候、昨冬已来追々御届申上

右参与助役被仰付候、

候通、再三再四ノ勅命、殊ニ此度ハ御□意□次第

モ御座候ニ付、此上上京不仕テハ違勅ノ筋ニ相当

三条大橋御立札張出し

可申ト甚心痛当惑仕候、依之一先上京仕乍不及天

徳川慶喜天下ノ形勢不得止事ヲ察テ大坂返上、将

幕ノ御間尽力周旋仕度奉存候、尤上京ノ義モ去月

軍職辞退相願候ニ付、断然被聞召、既往ノ罪不被為

御間濟相成居候事ニ御坐候へ共、此節柄ニ付、尚

問、列藩上座ニモ可被仰付ノ処、豈^(一)凶ンヤ大坂城へ

又奉窺候、以上

引取候旨趣素ヨリ詐謀ニテ去ル三日^(二)国被仰付候、会

世 近

桑等ヲ先鋒トシテ颯下ヲ奉犯候勢、現在彼ヨリ兵端
ヲ開キ候上ハ慶喜反状明白、始終奉欺朝廷候段大逆
無道、其罪不可逃、此上ハ於朝廷御容恕ノ道モ絶果
テ被為得止御追討被仰付候、抑兵端既ニ相開キ候上
ハ速ニ賊徒誅戮万民塗炭ノ苦ヲ被為救敵慮ニ候、

正月十六日 快晴

一 昨日御窺ノ処未御附札無之、

正月十七日 快晴

一 閣老美濃守殿衆ヨリ御留守御呼出に付罷出候処、別

紙ノ通御附札相濟、

。 御下札可為伺ノ通候、

一 前条ニ付明後十九日御発駕、御日限御治定被仰出候

事、

一 明日御仮養子御願書御進達ノ御都合、御願書御文意

左ノ通、

私儀今度從御所被為召候ニ付發足仕候、若不慮ノ

義ニ御坐候ハハ御留守居支配同姓錦太郎弟千代吉
義当年十八歳罷成候、此者養子被仰付跡式被下置
候様奉願候、願書参府ノ上御返可被下候、以上

慶応四戊辰年

正月十八日

京極飛驒守

酒井雅棗頭殿

板倉伊賀守殿

稲葉美濃守殿

松平周防守殿

小笠原老岐守殿

訳書

私儀在所ヘノ御暇被下置候節、是迄末家同姓錦太
郎仮養子奉願候処、差支ノ趣ニ御坐候ニ付、別紙
ノ通錦太郎弟千代吉義仮養子奉御願候、以上

京極飛驒守

正月十八日 快晴

一 窪田周助御供被仰付候旨御用番被申渡候、

一 大目附へ

明十九日御発ノ節為御見立、諸士一同麻上下着用

可罷出候、御発駕相濟候上、奥方様・成桂院様へ御

祝詞可申上候事、右ノ趣諸士一同也、

一 大目附へ

明晝御発駕御供触御時刻左ノ通、

一番 七半時

二番 六時

御供揃 六半時

右ノ趣也、

一 今朝五時ノ御供揃ニテ御登城被遊、六時益御機嫌能

御帰坐被遊候、但し御飯養子御願書御進達ノ所御落

手ニ相成候由、尤先若様方御回勤相濟酒井様へ御逢

被仰込候所、御登城前ニ付於殿中御逢ト申事故、御

登城ニ相成候事、然処 上様へ御目見被為蒙仰候由、

一成桂院様へ御目見被仰付拝領物等致候、

一 大押役何レモヨリ 諸士御供一同へ不容易時勢、於

御途中何時異変ノ程モ難量、君公ニモ御心痛被遊候、

依テハ陣中同様相心得可申旨趣委曲御状ノ段口演、

一 今朝四半時京都十日発足到着候、尤京都表為差越無

之旨相達候、相坂左吉郎

一 道筋様子相尋候所、宮船不意出由、依テ美濃路御回

リニ可相成旨談定ノ事、

正月十九日 晴

一 今朝四半時益御機嫌能御発駕、

一 御発駕前御逢被仰出候ニ付一人ツツ罷出、如以上御

祝詞申上候、御吉辰ニ付益御機嫌能御発駕被遊奉恐

悦候、

一品川ニテ御昼、尤藤村兵助・青木包三郎罷出候、右

兩人へ大押役ヨリ百疋ツツ被下被取計候事、

右閣老板倉伊賀守様御達

一同所御出立ノ節、兵助罷出候所、成桂院様へ御挨拶

一前条ニ付返書御差出候、

御直答被仰出候、

一昨夜不寝番猪叔君(猪子叔父)一学方、明ヶ番小西大八・河本三

一川崎へ御泊り、今日行程五里也、

藏、

正月二十日 晴

但シ明ヶ番ニハ翌日駕籠被下候事、

一今曉七時益御機嫌能御発駕、

一伊庭庄藏・窪田益見へ御道中御近習へ罷出候様被仰

一戸塚ニテ御昼、

付候、尤御小姓ト申談可相勤旨申渡候、

一大磯宿へ夜ニ入五時御着、

但、御側ノ方ニテ取計候事、

一江戸御屋敷ヨリ小人一人(浦佐役)先刻到着、久左衛門

正月廿一日 昼後雨雪

方ヨリ御用札壹封並ニ昨日惣出仕、御名代被罷出候

一今朝七半時過益御機嫌能御発駕、御昼小田原、七半

処、左ノ通御達有之由、

時過箱根御本陣雨野平左衛門へ御着、

京坂戦争ノ義、薩長ヨリ及砲発候ニ付、素ヨリ朝

一今晚窺御用捨被仰出候、依御礼申上候、

敵ノ義ニ無之、御名ヲ蒙リ残念ノ至、就テハ御恭

正月二十二日 快晴

順御謹慎ノ御取計ニ思召候、其上届無候節ハ猶取

一六時過御立、御昼沼津、

計候品モ可有之候、右ノ心得ヲ以一同励忠勤ヲ尽

一御着六半時前、吉原御本陣、

候様御頼ニ候、此旨主人へ可申間候、

正月廿三日、快晴

一 七半時御立、六半時府中御本陣へ御着、御昼倉沢、

正月廿四日 快晴

一 御立七時、大井川無御滞御渡、御昼三軒家、六時日

坂御本陣へ御着、

正月廿五日 快晴

一 御立御提燈引ケ、御昼袋井、

一 六時浜松御本陣へ御着、

正月廿六日 快晴

一 御立七時、御昼荒井(新居町)、御着五半時過赤坂御本陣、永

野千之進・中井久兵衛桑名風評伝聞ノ趣為注進、御

油边迄還ル、

但橋本少將・柳原侍従四日市宿迄御進ノ由、

一 今晩立ニテ窪田周助宮迄御先ニ罷越探索被仰付、

但シ千之進・久兵衛同断罷越候、

正月廿七日 曇

一 御立六時過、御昼矢作、御着五半時也、但シ鳴見御(海)

本陣、永野千之進并ニ久兵衛居残、宮辺事件注進ス、

正月廿八日 晴

一 御立六時、御昼名古屋、御泊リ清須(想)宿御本陣、

但シ宮辺綾小路様脱走ニテ御人数ハ宮辺へ滞泊、

御主人ハ名古屋近辺寺院へ滞泊ノ由、御出合ニ

相成候テハ、自然御手モ懸候ニ付、問道御旅行

ニテ被為入掛候処、名古屋ハ御泊リニ相成可然

旨ニ付、半方問道夫ヨリ名古屋へ御出御通行ノ

事、

正月廿九日 雨

一 御立六時、御昼おこし宿御本陣、

一 今晩大垣へ御泊ノ由、大垣候今晩御着ノ由、且又御

勅使参与御役岩倉様垂井へ御泊ノ由、自然混雑有之

哉ニ付、す(墨)のまた宿(奥)へ七時御着、御本陣へ御泊リ、

尤千之進・周助居残、右ノ趣注進ス、

二月朔日 雨

世 近

一 御立六時、御昼(マ)、

但シ岩倉様垂井宿五時(マ)御ニ相成候間、同宿ニテ

御見合ニ相成、大垣へ被為入後垂井宿へ御出ニ

相成、御差支ニ不被為成様御考ニテ御進ノ処、

更御故障無之、七時柏原宿へ御着ニ相成候事、

二月二日 晴且雪

一 御立六時、御昼番場すりはり峠御着、七時(愛)前越知川

宿御本陣へ御泊リ、

正月三日

一 (鏡也)かがみ宿迄瀬能市之丞御迎旁京師ヨリ罷越候、

一 守山宿迄岩崎豊太夫御迎旁罷出、御目見被仰付候、

一 七半時草津宿へ御着被遊候、

正月四日 曇

一 今朝御立七半時、御昼石場、

一 八半時過洛東靈山正法寺へ御着、

但シ右靈山御借用御旅宿ニ相成候事、

一 参与御役へ御届左ノ通、

私義今日上着仕候ニ付、奉伺天氣度、御日限ノ

義御差図被成下度、此段以使者奉伺候、已上

二月四日 御名

今般私義被為召候ニ付今日上着仕候、此段以使

者御届申上候、已上

二月四日 御名

御名 旅宿

洛東

靈山正法寺

右ノ通ニ御坐候、此段御届奉申上候、已上

御名

家来

二月四日

一 桂宮様へ左ノ通御届

津山多仲

今般私義被為召候ニ付昨日上着仕候、此段以使

者御届申上候、已上

月日

御名

岩倉前中將

。 議定御役左ノ通

一 議官参与御役へ左ノ通

但シ宮様方

今般私義被為召候ニ付上着仕候、右御案内、時候奉伺御容体度旁参上仕候、已上

月日

御名

仁和寺宮・山階宮・中山前中納言・正親町三条前大納言・中御門中納言・長谷三位・聖護院宮・徳大寺中納言・知恩院宮・尾張前大納言・越前宰相・安芸少將・土佐前少將・薩摩少將・細川右京太夫

一 平ノ右御役へ左ノ通

今般私義被為召候ニ付上着仕候、右御案内、時候御見回旁参上仕候、已上

月日

御名

。 参与御役如左、

一 右御届明日ニ相延候事、尤終ニケ条ハ君公御回勤ノ節御持被遊候事也、

一 京師御役

總裁 有栖川卿宮

副總裁 三条前中納言

万里小路大右弁宰相・橋本少將・正親町少將・烏丸侍從・西園寺三位中將・東久世前少將・新源中納言・前修理權大夫・四條前侍從・西四辻大夫・長谷美濃權介・醍醐大納言・東園中將・鷲尾侍從

。 同御助役

正月五日 昨夜ヨリ雨

世 一 今朝津山多仲・窪田逸作夫々御使者罷出候、

近 一 御用有ノ趣ニ付昨朝窪田逸作・太政官代へ罷出候所

左ノ通被仰達候、

御本紙

今度慶喜以下賊徒等江戸城へ遁レ益暴逆ヲ恣ニシ

四海鼎沸万民塗炭ニ墮ントスルニ忍ヒ給ハス叡断

乎以御親征被仰出候、就テハ御人撰ヲ以被置大総

督候間、其旨相心得畿内七道大小藩各軍旅用意可

有之候、不日軍議御決定可被仰出御旨趣可有之候

間、御沙汰次第奉命馳集ルヘク候、宜諸軍勦力一

同勉勵可尽忠戦旨被仰出候事、

二月三日

一前ニ御達

一 去子年ヨリ以来諸国御警衛其外持場等ノ事、

一 去年十二月九日已来御警衛其外出兵等出先兵隊ノ

人数等ノ事、

一 當時在家兵隊其外人数ノ事、

右早々可申出候事、

一 警衛出兵ノ書付左ノ通可差出候、

隊長 何人

番頭 何人

司令士 何人

銃隊 何人

大砲 何人

其外

附屬ノ向

一 二、三日已前左ノ通御達有之、

今度御一新ニ付明三日辰刻二条城太政官代へ御親臨

被為在候旨被仰出候事、

但、行幸ノ義総テ御輕便ヲ主ト被遊、月中数ケ

度御親臨ノ思召ニ候間、猥リニ供奉等不相願様

申達候事、

太政官代下馬ノ事

一 総裁官堂上諸大名以上、四脚門前柵門外ニ下乗札

有之、右ノ処ニテ下馬ノ事、

一 非藏人諸官人以下藩士ニ至迄惣門外下馬札ノ処ニ

テ下馬ノ事・下乗ノ事、

一 親王相丞(ウヂ) 車寄切石ノ上

一堂上大名 四脚門外

一 非藏人・諸官人・藩士 惣門外

正月 制度寮

一 御用番ヨリ左ノ通被申達候間、御請申上候、

御自分義御用番差支ノ節、助御用番被仰付候、申

談可被相勤候、

一 御内輪御用番一学方・源之進方兩人ニテ申談相勤候

事、

一 外事御用向ハ左家太叔父君被相勤候故、我事補助相

勤候事、

猪子左家太

一下宿 清林庵

舟木克己
岩崎豊太夫

二月六日 雨

一 昨夜御在所表ヨリ着便、宿元ヨリ書状来ル、

二月七日

一 岩尾(イサ)与三衛門帰国ニ付、宿元へ書状一封相頼、

一 御参内、益御機嫌能被為濟、七時前御帰坐被遊候ニ

付、御祝詞申上候、尤諸士一同□居申上御用番請辻、

一 林主鈴語合ニテ御先道申上候事、

二月八日 晴

一 御近習仮御番左ノ通、

堀 源吾・西山 栄・安達 祝・喜多村 協・

古島恭一郎・和田左源太・伊庭庄三・窪田益見・

南沢誠三郎・富永元庵

以上

元庵・庄三・益見ハ御道中ノ心得ヲ以罷出候様被

仰付候事故、為承知御役前ヨリ咄置候事、

二月九日 晴

一 無事

二月十日 雨

一 今朝御参内被遊候、

一 窪田益見・伊庭庄三・桂御所御警衛、瀬能市之丞・高

階守人御小姓被仰付候、如何ノ旨相窺候処、伺ノ通

可然旨御沙汰ニ付御用番へ申通候、

一 豊岡ヨリ昨日発ノ便相達、御役ヨリ御上着、尚更御(御御用)

祝詞申来候間、返事差出候、

一 岸田東藏来リ宿元状届候事、

二月十一日 曇

一 瀬能市之丞勤士被仰付、奥詰へ御番人被仰付候、高

階守人中奥へ被仰付候、

一 益見・庄藏(三)桂御所御警衛被仰付候ニ付、御道中御近

習へ罷出居候義最早不及其義旨申通候様御側役へ申

通候、

二月十二日 曇

一 御対顔被為在候ニ付、今日巳ノ刻御参内ニ付六時過

御供揃ニテ御出被遊候処、七時前益御機嫌能御帰坐、

一 御帰坐後御参内被遊、始テ龍顔被為拜候、御祝詞申

上候、

二月十三日 曇

一 七時前、桂御所ヨリ御使ヲ以御着、御恰被蒙仰御拜

領物等被遊候、右御使御入出御取扱ハ一学方被引受

候、君公御事モ御逢被遊候、

一 一昨日多度(津)藩林三左衛門・畑平格来ル、

一 今日福知山藩朽木李允来ル、

一 今日丸亀藩松村操・百々度太郎四郎来、

右何レモ始テ面会、交盃等相済、

二月十四日 朝雪夕晴

一 君公御風氣被為入御逢無之、僕事御目見被仰付罷出候、

一 多度津藩川口半助其外兩人四時頃ヨリ来ル、初面会

交盃等相濟、

一 同藩林三左衛門九半時頃来ル、於御本陣面談ス、

一 今朝立ニテ足輕二人関東へ発足致候ニ付、池之端様

并ニ西山へ一封差出ス、

一 西山久左衛門方始家族ノ向用意次第御在所へ引越被

仰付、尤男子ノ向ハ其儘勤番被仰付旨申越候事、

(四) 諸記録

〔伏見奉行所雜記〕 文久三年六月二十三日

幕府、足利將軍木像梟首犯人ノ獄ヲ断ジ、浪士三輪田

綱一郎元綱○元伊子松山藩士(他略)ヲ百日押込当分豊岡藩御預ニ処ス。

〔銀山始末〕 文久三年十月十五日、

幕府、出石藩ニ命ジテ生野地方ヲ鎮撫セシム。是日、

更ニ姫路・宮津・竜野・篠山・柏原・豊岡・福知山ノ

七藩ニ令シ、出石藩ノ報ヲ俟ツテ出兵セシム。

元主水正沢宣嘉ノ党平野二郎・同横田友二郎、但馬国

郡義父(綱)綱場村ニ於テ、同三牧謙助・同伊藤竜太郎、森垣

村ニ於テ捕ヘラル。

〔銀山始末〕 文久三年十一月四日

京都守護職松平容保、目付戸川忠愛ニ命ジ、但馬国生野地方ヲ巡視シテ騷擾後ノ民心ヲ安撫セシム。依ツテ旨ヲ豊岡藩主京極高厚飛驒守(他略)ニ致ス。是日、忠愛、

京ヲ発ス。

〔豊岡藩記事〕 文久四年一月八日

豊岡・出石二藩、先ニ捕縛セル浪士平野二郎・同横田友次郎ヲ姫路藩ニ引渡ス。

〔豊岡京極家譜〕 慶応元年三月十二日

豊岡藩主京極高厚飛驒守、参府ノ途次、参内シ、天顔ヲ拝シ、天盃ヲ賜ル。

〔幕府沙汰書〕 慶応元年四月十五日

〔豊岡藩主京極高厚〕 大將軍不在中ノ江戸警衛ニ任ゼシム。

〔長防追討録〕 慶応元年七月二十五日

幕府、豊岡（上下略）及交代寄合山名義濟主水正○後因幡守ニ令

シ、萩藩脱走兵ノ京畿地方侵入ニ備へ、相互ニ応援、封地ノ守備ヲ嚴ニセシム。

〔長防追討録〕 慶応二年四月十五日

幕府、交代寄合山崎治正主税助○後成羽藩主・同戸川達敏主馬ニ命シテ浪士立石孫一郎ノ党ヲ討タシメ、豊岡（上下略）ノ諸藩ニ命シテ同シク逃亡ヲ捕縛セシム。

〔京極高厚家記〕 慶応四年一月四日

西園寺三位中将、為山陰道鎮撫総督出張被 仰出候間、追々指揮ノ次第モ可有之候間、此段為心得申達候事、
（慶応四年）
正月四日

但馬 京極飛驒守（他略）

大政御復古ニ付テハ、深厚 思食ノ旨有之、各藩へ被

命、彼是尽力ノ次第モ候処、昨今ニ至リ、不計モ坂

兵伏見表出張、突然兵端ヲ開キ、終ニ不可止ノ形勢ニ

押移候ニ付テハ、各名分条理ヲ踏ミ、可勤王事ハ勿論、

尚又追々、御沙汰ノ次第モ可有之間、其節ハ急度勉励

尽力可致旨被、仰出候事、

但、登京出来候ハ、速ニ人数随従著可致、御沙汰候

事、

〔豊岡藩記〕 慶応四年一月十三日

山陰道鎮撫總督西園寺公望、柏原波ニ至ル。乃チ出石

・豊岡二藩ニ命ジテ、旧幕府生野代官横田新之丞及其

属吏ヲ緝捕セシム。

〔京極高厚家記〕 慶応四年一月十四日

京極飛驒守

桂御所御警衛被、仰付候間、御警衛向ノ儀ハ、同殿家

来へ打合可申旨、被、仰付候事、

〔豊岡藩記〕 慶応四年

去ル四日、御達ノ趣、急速飛驒守へ申遣、尚在所表へ

モ申遣候処、不取敢二十人余參著仕候、依之、此段御

届奉申上候、以上

京極飛驒守家来
（慶応四年）
正月十四日
窪田逸作

但馬国生野銀山代官家族共召捕候様、出石藩ト申談、

人数差出候様、西園寺殿御付添ノ向ヨリ被相達候旨申

通ニ付、当月十四日、人数差出候趣、在所表ヨリ申越

候、此段御届奉申上候、以上

京極飛驒守

（慶応四年）
正月十八日
窪田逸作

先般、西園寺殿御付添ノ向ヨリ御達ニ付、但馬国生野

世 銀山表へ人数差出候処、於彼表御捕押相我(マ)ニ付、人数引取候様、猶又御達有之、去十六日、人数引取候旨、

在所表ヨリ申越候間、此段御届申上候、以上

(慶応四年)
正月二十日

京極飛騨守家来
窪田逸作

(慶応四年一月二十三日)
豊岡藩老臣木下弥八郎・勝田左次兵衛・谷口藤太夫・堀四郎右衛門、山陰道鎮撫總督府ニ詣り時ニ総督宮津ニ在リ書ヲ上リテ闔藩勤王式ナキヲ陳ズ。

(同年同月二十七日)
山陰道鎮撫總督西園寺公望、峰山ヲ発シ、久美浜ヲ經テ豊岡但馬ニ至ル。豊岡藩家老堀四郎右衛門・谷口藤太夫・勝田佐次兵衛・木下弥八郎、連署シテ勤王証書ヲ上ル

〔京極高厚家記〕 慶応四年二月四日

豊岡藩主京極高厚飛騨守京ニ至ル。

〔弁事局記〕 慶応四年三月

是月、豊岡藩主京極高厚飛騨守ハ支族京極要之助ノ上京セシフ稟シテ公事ニ服セシメンコトヲ請フ。

〔職務進退録〕 慶応四年閏四月二十八日

伊王野 次郎左衛門
徵士丹後久美浜県知事被 仰付候事、

〔官中日記〕 慶応四年五月二十三日

丹後久美浜
知県事へ

但馬国生野支配所(マ)之儀此度相改、其県へ付属シ、支配可致旨被 仰付候事、

但、銀山ノ儀ハ會計官ニ属シ、有司出張支配致候ニ

付、打合可申候事、

候事。

八月

軍務官

右ニ付、残置候兵員相伺候処、兵隊十六人、隊長其

外付属ノ役人差残候様、御答有之候事。

〔官中日記〕 慶応四年五月二十四日

京極飛驒守（他略）

但馬国生野銀山ヲ除ノ外、丹後久美浜県ヘ合候様被

仰出、銀山ノ儀ハ會計官支配ニ被 仰出候ニ付、為心

得申達候事、

尚以生野領分等、当春以来預有ノ諸藩ハ、早々久美

浜知県事ヘ引渡可申事、

〔公議所日誌〕 明治元年九月十二日

行政官

議員姓名、官記等ニ散見スルモノ百二十四藩、各家ニ

間ヒ得ル所百藩、人員合計二百三十五人、今其上申書

ヲ省キ、姓名ヲ左ニ録ス。

（中略）

公議人姓名

豊岡藩 山崎豊太郎

京極飛驒守

〔豊岡藩記〕 慶応四年八月二十四日

其藩人数 桂御所御警衛申付置候処、被免候、左候テ

右人数ノ儀ハ、京都御警衛トシテ残置候様、更ニ相達

（下略）

〔太政官日記〕 明治二年六月二十二日

豊岡藩主京極高厚飛騨守(中略)ニ、其版籍奉還ノ請ヲ聴

シ、更ニ其藩知事ニ任命ス。

三 天領その他の知行地

1 鎌田村支配の変遷

〔御領主御代々治世年数記録〕 足立六左衛門氏藏

但馬城崎郡豊岡御城主御代々治世年数記録

(益祥房雜司)
宮部善浄坊法印様

天正八(庚)辛辰・同辛巳年、治世二歳

(尉)
木下助兵衛様

同十壬午・十一癸未、治世二歳

(知)
尾藤久右衛門様

同十二甲申・十三乙酉、治世二歳

(則)
明石左近頭様

同十四丙戌・十五丁亥・十六戊子・十七己丑・十八庚